

第六十八回国会 参議院建設委員会會議録第十五号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

五月十八日
辞任 小山邦太郎君
補欠選任 大谷藤之助君
五月二十二日
辞任 大谷藤之助君
補欠選任 小山邦太郎君
五月二十三日
辞任 中尾 辰義君
補欠選任 藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長 小林 武君
理事 中津井 真君
丸茂 重貞君
山内 一郎君
青々久保重光君

委員

熊谷太三郎君
小山邦太郎君
古賀雷四郎君
竹内 藤男君
中村 慎二君
米田 正文君
沢田 政治君
田中 一君
松本 英一君
藤原 房雄君
村尾 重雄君
春日 正一君

衆議院議員

建設委員長代理 阿部 昭吾君
理事 西村 英一君

政府委員

建設大臣官房長 大津留 温君
建設省河川局長 川崎 精二君
建設省河川局次長 川田 陽吉君
建設省道路局長 高橋国 一郎君
建設省住宅局長 沢田 光英君
建設省住宅局事務代理 沢田 光英君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

行政管理局行政監察局監察官 小嶋 利文君
環境庁自然保護局計画課長 宇野 佐君
環境庁水質保全局土壌農薬課長 松山 良三君
文化庁文化財保護部長 高橋 恒三君
厚生省環境衛生局水道課長 国川 建二君
農林省農政局参事官 川田 則雄君
林野庁業務部長 辻 良四郎君
通商産業省企業局立地指導課長 平河喜美男君

閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、中尾辰義君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(小林武君) 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者より趣旨説明を聴取いたします。衆議院建設委員長代理、理事阿部昭吾君。

○衆議院議員(阿部昭吾君) ただいま議題となりました日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、日本勤労者住宅協会の財政的基盤の安定と事業の実績等にかんがみ、その業務の改善をはかることを目的とするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣の監督規定を整備し、法令等の違反に対して適切な措置を講ずることとしたしました。

第二に、協会に対して宅地建物取引業法の規定の適用はしないこととしたしました。

なお、附則で本法施行に伴う営業保証金の処理等、所要の規定をいたしました。

以上が本案の提案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林武君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめ、質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(小林武君) 前回に引き続き、河川法の一部を改正する法律案及び特定多目的ダム法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○沢田政治君 前回は、田中議員のほうから大所、高所から質問したようでありまして、なるべく初歩的な問題について、何を質問したかわかりませんが、多少ダブる点もあると思ひますが、ダブらない程度に質問したいと思ひます。

まず、河川ということになると、かつてはやはり治水というのが第一義であつたわけなんです。しかし、今日においては治水と同時に、利水というものが伴わない河川管理というものはあり得ない、こういうふうな非常に河川の持つ意義、こういうものが変容してきておると思ふんです。特に、利水の持つおる意義というものはさらに高くなつてくるんじゃないか、こういうふうな考へています。そういう前提に立つてお聞きするわけですが、建設省は、これは治水はいいんです。利水の場合には単なる水資源を供給する供給機関、器をつくるほうが専門なのか、利水というもののに対して、もう少し権限なり、そういうものを持つ必要があるんじゃないか、こういうふうに考へられるわけでありまして、建設省の役割りは単なる水資源を供給する治水だ、こういう範囲にとどまるものかどうか、初歩的な疑問を感じるもので、その点についてまず明らかにしてほしいと思ふんです。

○国務大臣(西村英一君) お説のとおりでございます。まして、まあ、やはり建設省の役目は、水を治めるといいますか、治水というところで出発したと思ひます。治水がうまくいけば、それは利水にも通ずるわけでありまして、実際、現在の官庁組織はどちらかというと、建設省はもう治水を専門にやつて、利水のはうはそれぞれの分野に分かれていようでございます。しかしながら、真

のやはりこの水の行政は、治水と利水が相まって行なわれるものでございますから、少なくとも、私のほうの建設省の役目としては、まあ適産省の工業用水とか、あるいは厚生省の生活用水、あるいは農林省の農業用水というように行政を取り込むという、抱き込むというのではなく、やはりそれらの利水を正当に理解するだけの知識を持って、あるいは実情を知って、そうして治水に取り組まなければならぬというふうに思うわけでございます。その点は非常に利水の面につきまして、少し建設省としては反省をしなければならぬ、かように思ふわけでございますので、今後ともその面に対して、治水はもちろんのことでございますが、その面に対してひとつ十分留意したい、かように思っている次第でございます。

○沢田政治君 新しい河川法と呼んでおりますけれども、これが経緯というものは非常に長い経過があったようです。相当の何といひますか、いろいろの事情があったようです。そうして今日まで約七、八年間、河川法——新しい河川法と呼ばれる法律が施行されてまいりましたけれども、水利権の問題等をめぐって、そろそろこまで、もう七、八年この法律で実施してきたのだから、やはり過去の経緯にとらわれることなく、やはり移管すべき権限は移管して、やっぱりすっきりしたものになり返してみよう、これは私にはきいたのではない、かように考えています。新しいものを改革するということが、ある部分において大きな抵抗が出てくることは、これは何も法律をつくる場合だけでなく、これは往々にして出がちです。たとえて言うならば、一体水の統計をほんとうは器をつくる建設省が知っておかなきゃならぬわけですね。急激に都会に人口が密集した。工業がある地帯に密集した、水が足りぬ、つくって、はい、つくりました、こういうことだけでは、私は先行投資もできないと思うんですね。だから、この際に私はやはり法律を、もう七、八年やってきたのだから、だからもう利害関係もわかってきたと思うんですね。だから総合計

面もしなくちやならぬし、今度の多目的ダム法の改正でも、先行投資しようといふことですね。はつきりしなくても大体想定のつくものは、そういうことでありますから、水需用の動向等の統計を含めて、やはりつくる側の、提供する側のやはり建設省にそのいう権限とか、業務を移管すべきじゃないかと思ひますが、大臣どう考えますか。

○政府委員(川崎精一君) ただいまお話しのように、私も明治以来主として河川改修を中心にして、いろいろ事業を進めてまいりましたわけでございます。で、やはり経済の発展とともに、水のいわゆる利水面の需要がどんどんふえてまいりまして、そういった面につきましては、すでに御承知のように、所管が分かれておるのが実態でございます。しかし、やはり水を適正に需要に応じて配分するといふことを、私もやはり責任を持たされておるわけでございますから、そういう面では必要と需要の実態、こういったものに私どもも首を突っ込んで、先ほど大臣のお話のように、もつと需要の実情に即してわれわれも理解を持って、その上で初めて河川の、特に低水といひますか、その利水の適正な管理ができるのではないかと、これを痛感するわけでございます。私も役人の立場からはやはり一定の限界がございますけれども、日ごろいろいろ水資源の確保、それから、この調整あるいは水利権の付与、こういった面で過去の慣行水利権その他につきましてもいろいろやはり事務を進めます点で、われわれも壁にあるいはぶつかったり、いろいろ相互に折衝をすることが非常に多いわけでございます。そういった点では、何かやはり一元的なものがあれば、非常に行政もやりやすいんじゃないかといふことは事務的にも痛感するわけでございますが、いろいろやはり問題もございまして、できるだけ経済企画庁、こういったところを中心にして調整をはかっておるのが現状でございます。しかし、やはり先ほど言いましたような趣旨で、もつと利水面を深く掘り下げる、こういうふうなことで、現在広域利水調査の第二次の調査をいたしまして、水

の需要の実態、それからそういったものからもつと回収水の回収率の向上とか、あるいはいわゆる高度処理による水の再利用、こういった面について、また掘り下げていきたい。あるいは単に内部の、われわれ川を専門にいろいろ行政を行なっておるわけでございしますが、もつと外部の意見も傾聴しまして、何かやはり今後の複雑な利水行政を打開していきたいということで、大臣からも御指示がございまして、いろいろ現在検討いたしておるところでございます。

○沢田政治君 水に関する争ひは、我田引水といふことばがあるほどいろいろ複雑な関係、権利関係とか、慣行上の問題がまわりついている。これが水の歴史だと思ひます。私もすなおにその事実を認めますが、ただ、先ほど言ったように、いままが満足してから数年を経ているのだから、やはり建設省サイドでも、こういう点は行政上不便だ、という面については、やはり問題を提起していく、こつちはこうしたほうがいいんじゃないかといふ点を大胆に提起していくようにやはり検討してもらいたいと思ひます。これはもちろん大所高所から水の需要の動向等に対する把握は経済企画庁がなされておることも知っています。しかし、経済企画庁ということになると、あまりにも高所大所なわけですね。低所細所の点は書かないわけだ。低いところ、こまかいところはわからぬわけだ。そういうことだから、やはり行政上あなた方が、水を提供する側として、こういう矛盾があるというところをやはり大胆に提起をしていく、それを整理をしていく、合理化していく、こういうことを心がけてほしいと思ひます。一つの問題提起として提起だけは私はしておきます。

たり、農業用水といふたり、営業用水、生活用水、都市用水、工業用水、あるいは社会用水なんといふことは使われるわけですが、これは大きくマクロ的に分けた場合と、ミクロ的に分けた場合とあると思ひますが、官庁のほうで、こういうことばをつくり出したと思ひませんが、やはりそういう用語等の整理をしないかやちよつとわかりかねる面もあるわけですね。大体一般的に官庁として公用に使われている水の利用区分の名称はどういうふうなんでしょうか。

○政府委員(川崎精一君) 共通して使っておりますのは、かんがいのための用水、それから上水道の用水、それから工業用水道の用水、特に上水道、工業用水を包括しまして都市用水、こういう使い方を一般にいたしております。しかし、それぞれ利水面が分かれておりました。しかし、水に対しては、いろいろな方が関心をお持ちでございますので、新聞とか雑誌では、いろいろな角度から見た表現が出るわけで、非常に混乱をいたしておるわけでございますが、私どもはほうでは、大別いたしまして、そういったことで水を扱っております。そのほかに発電につきましては、これは特に水量に関係がないわけでございますが、発電用水ということで扱っております。

○沢田政治君 衆議院の下部君だと思ひますが、質問しておるわけですが、水がどれだけ必要かといふことを聞くだけじゃなく、漏水の問題をちよつと議論しておりましたね。水資源というのは将来憂慮すべき段階にある、一回使った水さえも将来は還元回収しなくちやならぬ、こういうところまで水の話は深刻な段階にきておると思ひます。その際に、一体供給した水と実際使われた水、これは有用率といふのか、実用水率といふのか、その用語はこれは適切じゃないと思ひますが、その際に、大体漏水は一〇%程度じゃないかといふように局長は答弁したやに私は承っております。一方のほうは、いや、二割、三割の漏水があるんじゃないか、こういうことでありますが、一体実態はこれはどうなっておりますか。当時のや

りとりを聞いていますと、明確じゃないのです。きょう厚生省の水道課長が来ておるようですが、どういふようにこれを把握していますか。

○説明員(国川建二君) 漏水というお話でございまして、水道に關係する漏水について申し上げますが、一般的なこととして漏水ということばが使われておりますけれども、正確には私も水道としまして、給水量を分けます場合には、有効に使われた水量と、無効と申しますか、無効水量と二つに分けております。無効水量といふのは、いわゆるほんとうの漏水を含めた水量でございまして、有効に使われた水でありまして、たとえば公園等で手洗いに使うとか、いわゆる無料一般市民の公共的なサービスのために使われる水量がございまして、これは有効に使われておりますけれども、料金の収入と申しますか、収入の対象とならない水量でございまして、したがって、有効水量の中で、しかも収入の対象となる、つまり料金の対象となる水量が有効水量と申しますが、その有効率ということで申し上げますと、大体平均しまして七十数%というのが、現在の全国平均でございまして、したがって、いわゆる漏水といふものは、漏水といふことばから申しますと、やはり全国平均で現状からいいますと、二十数%あるのじゃないかというふうに考えております。

○沢田政治君 公園の手洗いですが、こういうようなのは、無料ではないかと思うのです。これはけっこう。これは、無効と有効と判断したら、これは有効のほうだと思ふのです。区分けは別としても、役に立っているわけですから、それとか、消防の散水、これもメーター上は無効のほうに分けられているかも知れませんが、これも有効だと思ふのです。それを除いても二十数%無効になっているというのは、これはゆゆしい問題だと思ふのです。この前の治水法のとくも、下水道法のとくも、水資源というものについては非常に重要な議論をたたかかせているわけですね。海水の淡水化とか、工場用水をも

う一回還元して、還流して使おうじゃないかというところで、非常に深刻な議論を当委員会をやっているわけだ。一体、これがどうしてそういうような二十数%の無効、しかも水を漏水しておる、こういうロスを来たしておるのか、これは早急に手を打たなくちゃならない。片方は、ダムをつくって、片方は、これを漏水させているというのは、まさに私は行政としてこれは無責任だと思ふんですね。全く国費を、これは水にして流しているようなものだと思うんです。これには有効な手段といふのはありますか。どういう手段を現在とつて、将来これは何というか、漏水の二十数%は多いですね、これは二、三%がいいということばは、私も基準がないから言えないにしても、それは二十数%は多い。それはいろいろ理由があるでしょう。設備が老朽化しているとか、一方においては、この水資源を多目的ダムとかでつくって、こっちも金がかかっている。供給した水をこれをまた漏水させておる、明らかにロスですね。だから、こういうものを上水道、下水道のそういう設備を完備するということは、ひいては、やはり多目的ダムとか、そういうものに金を投ずる、効率を一段高めることにならぬと思ふんです。だからどういふ対策を考えているか、この際、明らかにしてほしいと思ふんです。

○説明員(国川建二君) 漏水の問題でございしますが、もちろん、この原因は非常に複雑なものがございまして、特に水道の場合は、いわゆる配水管の延長が市内の、市内と申しますか、給水区域のすべてに行き渡っている。しかも一軒の家ごとに小さい家庭用の十三ミリ程度のパイプでそれぞれ入っているという形で、施設が設備されているわけですね。しかも、布設の年度と申しますと、歴史的に見ても、五十年、六十年という古くから設備された水道もあるわけですが、その漏水の原因と申しますのは、主として特に小さい口径の、小口径のパイプの継ぎ手なりあるいはその継ぎ手なり、そういうところの部分におきまして、何と申しますか、ぼたぼた落ちるような、こ

ぼれるような水までも含まれておることになっております。で、大ざっぱに申しまして、地上に水があふれ出るような地上漏水と、地下にじわじわ浸透するような地下漏水とございまして、もちろん、地上にあふれるような漏水を放置しておるわけでは全くございせん、そういうったものについては、発見次第修理をしていくという手段をとっておるわけですが、特に最近におきます道路交通事情と申しますか、交通機関等の重量化に伴いまして、あるいは土質その他の条件によりまして、長い間にはどうしてもそういう漏水がふえてくるという結果があるわけではございませぬ。それで、私もどなたもいたしましては、この漏水防止のための方策としましては、まず予防という観点から申しますと、まずその施設の資材あるいは建設時の厳重な工事の施行、それが第一でございまして、その次に、いわゆる老朽管をできるだけ早く逐次布設がえをしていくということが、計画的に布設がえをしていくというのが第二点かと思ひます。

そのほか、実は水道にはかなり高い水圧をかけて水を供給しております。都市によつて違ひますが、けれども、三十メートルなり四十メートルの水圧をかけておられますから、この水圧が一面では使用者にとっては有効ではございませぬけれども、やはりそれが漏水を早めると申しますか、そういう傾向もございまして、まあそういう水圧を地域によつて調整していくという方策も予防対策として進めておるわけではございませぬ。それから、これはいま申し上げましたのは予防策でございませぬけれども、そのほかには常時漏水の有無の調査、これは夜間の作業になりますけれども、重点的に地域を定めまして漏水の状況を調査し、それを改善していくという指導を私もとしてはかねてから進めておるわけではございませぬ、おっしゃるようには水資源の観点から申しまして、これらについては重要な問題であると思つております。水道事業はそれぞれの地方自治体が行なっている事

業でございませぬけれども、そういう観点にも十分留意して進めますよう私もとしてもかねがね指導しておりますが、今後ともその点については、十分に配慮していきたいと思つております。

○沢田政治君 いずれにしても、五百億トンですかの水のうち二五%も漏水ということですから、たいへんなロスだと思います。これは国費のむだ使いだと思ふのです。でありますから、これは漏水防止のために、いろいろな手段を尽くされておるといふことはあるいま申し上げられておるわけですが、一体どれだけの予算をとつて、どういふふうにこれを防ごう、予防しようとしておるのか。去年の予算、本年のそういう漏水防止に対する予算、経費、こういうものは一応漏水防止のために、こういう努力をしているということを一応知る意味で私は重要だと思ひますから、その前からさかのぼらなくてもけっこうだから、去年、今年ぐらひはここで明らかにしてほしいと思ひます。

○説明員(国川建二君) 実は、ちよつときょうこまかい資料を用意してきておりませんので、正確にはわかりかねますが、早急に調べまして後ほどお答えします。

○沢田政治君 まあいいですよ。ここで数字を聞くことと云ふことと云ふやうな、二〇数%も、せつかく国費をかけてダムをつくつて、しかも都市における水というものは非常に逼迫しておるといふ現状から、これはゆゆしい問題だと、だからしっかりとせよといふことを言っているわけですから、この点はやはり考えてほしいと思ひます。それと同時に、これは厚生省のほうにも關係あるわけですが、上水道ということになると、かつてはこれは都市が中心でありました。ところが、最近では農村でも上水道が必要になってきておるわけですね。私もいかに住んでいるわけでありまして、かつては農村、村落地帯あるいは地方の小さい町ではほとんど井戸水であつたわけですね。ところが、最近では例のように重金属なりあるいは農薬

公害、こういうものが非常に国土をまんべんなく、何といいますが、よごして汚染しているわけです。私の住んでいる近辺でもウグイの奇形ができたり、しかも公害に強いと言われるドジョウまで変形したドジョウが続出しているわけです。これは農業の結果だと思ふのです。そういうことから一体そういういま水道を利用しておらぬ全国津々浦々の地区で、国民の健康を守るという、こういう立場からどういふ手を打とうとしておるのか。この点をお聞きしたいのです。これは農業との因果関係だけではないのです。というのは、地方の井戸水を使っておる小さい町、あるいは農村、村落、こういうところで、そういう公害とは全然関係なく保健所に持っていくと飲料水として不適当だと、こういう検査の結果が出るわけだ。それを何十年も使っているわけですね、上水道がないから。これは自分で使うのだから法律も何もないわけですね。水がないわけですからこれ使うわけですね。一方、私は都市の上水道も必要だと思ひますが、しかし人間の命には変わりません。これは便不じゃなく、健康上害があるのです。これは飲み水として不適当だといふところもずっと何十年も飲んでいるわけですね。その結果これは早く死んだか、長く生きたかわかりませんが、いずれにしても、医学的に不適当だといふものを飲んでる人がたくさんあるといふことです。でありますから、これを厚生省としては将来どのようにするの。この点を明らかにしていただきたいと思ふのです。こういう地区は水が豊富にある地区なんです。その水の恩恵を浴びないわけだ。水から遠い都市のほうが恩恵を浴びているわけですね。だから私は平等とか、そういう観点からじゃなく、やはり全体の国民の健康を守る、こういう観点から早急に手を打ってほしいものだ、という観点からお聞きするわけです。

○説明員(国川健二君) 水道の普及促進の問題と思ひますが、かねてから私もしましては井戸水、谷川の水、その他水質のよくない水を使っておられる人がかなりいたといふことでございま

て、御参考までに申し上げます、昭和三十年のころは、水道の普及率は約三〇%でございまして、その後もろんろ生活水準も上昇いたしております、さらには、一般の方々の水道の必要性というものの認識が非常に強く、私もしましては水道のない地域の水道の促進を極力進めてまいりまして、現在の段階ではおおむね普及率は全国的に約八〇%になってまいりました。しかしながら、残りの二〇%、人口にいたしますと、約二千万人近いかと思ひますけれども、これはなおきょう現在でも水道に依存しない人口があるわけでございます。その間、私もは上水道の促進と同時に、また、特に農山村地域におきましては簡易水道の布設を極力推進してきたところでございまして、確かに御指摘のように、昔から使っておりまして井戸水というふうなものでも、水質検査をしてみれば、意外に飲料不適と判定できるような水質のものを使っているのが実態でございまして、これらにつきましてはできるだけすみやかにそういう地域を解消したいといふことをまず第一の水道行政の目標といたしておるところでございまして、現在の普及率八〇%といふと、まあ諸外国と比較しましてもそう劣らないレベルに達しておりますけれども、なお、残っている問題、これをすみやかに解決したいといふのが、第一の目標でございます。将来構想的な目標といたしましては、昭和六十年ごろにはほぼ全国的に水道を整備し終りたいといふ目標を掲げておりまして、特に水があつてなお水道がないという、そういう農山村地域の人口は現在大体四百万人から五百万人ぐらひではないかと考えられておりますが、その大部分は五十年ごろまでに目標をつけたといふことで、都道府県を通じて、市町村等のそういう計画を早く立てるようにいふことを指導しておるところでございまして。

○沢田政治君 昭和六十年ごろまでには未給水地帯をなくしたい、こういうことですが、それなりにけつこうでしょう。しかし、いま農業によつて

ドジョウとか、ウグイとか、魚類が変形する、何といふですか、奇形のそういうものが出ておると、こういう地帯は五十年までとか六十年までというところじゃなく、これは差し迫つた問題だと思ふんです。いま現在の罹病者が出ておらないとしても、あつた出ないとも限らぬわけですから、これは年々蓄積されていくんだから。だから、こういう予算というものは、やはりこれは人間の命の問題ですから、便、不便だつたら、多少の不便をがまんしてもいいわけですが、事生命の問題ですから、これはやっぱり早急に予算を増して、即時普及するという気がまえを持ってほしいと思ふんです。これは、しかしそう言つても予算の制限もあるでしょう。そういう場合には、農業汚染地帯、こういうところは差し迫つておる、そういうような奇形の魚類まで出てきておるといふところは、やっぱりあなたの方で調べて、早く上水道をつくつていくと、こういう点を早急に行なうべきだし、そういう点をやはり調査すべきだ。そういう有害な農業を使うというものが私の趣旨ですよ。そういう差し迫つた地帯には早急に手を打っていくといふ、こういうような方向をとるべきだと思ひますが、いかがですか。

○説明員(国川健二君) いまお話しのような水質上の問題が現に起きているとか、あるいはきわめて起きるおそれがあるといふような地域につきましては、私は、先ほど一般的なところとして申し上げましたけれども、特にそういうところは、緊急性の観点からも、一日もはうっておくわけにいかないといふことで、従来からも、即時あるいはできるだけ早くといふことで、態勢を固めまして、簡易水道等の新設を進めておるところでございまして、今後とも、もちろんそういう方向は進めてまいりたいと思ひます。なお、予算的にもそういう未給水地域の解消を進めるといふ方針から、簡易水道等の予算も、四十七年度におきましては前年度の百三十数%といふことで予算も伸ばしまして、できるだけそういう地域を解消するといふようにしたいと思つております。

○沢田政治君 私の言つておることは、こういうところがあるだろうという想定で言つていらっしゃるんじゃないんです。実在しておるところを私はたくさん知つておるわけだけれども、それを引用すると長たらしいから、こういう場所があるから早急に手を打つべきだ、こういうことを言つておるわけ、半の論議じゃないですから、これだけは理解しておいてほしいと思ひます。そういう場合、たとえば簡易水道をつくるということになつても、比較的の地方の都市であり、町であり、農村集落であるから水源があるようですけれども、これは管井がヘリコプターで山まで薬をまいてる現状だから、なかなか完全によごさない水というのとは簡単には思ふんで、だから、将来二〇%まだ給水の恩恵に浴びない方々の水源確保というのには急務だと思ふんです。黙つていて次々と汚染されていく可能性があります。そこでこれは上水道をつくらなくちゃならぬと、よごれておらない水源どこだ、目ばしいところを指定といふとか、考えておいて、これはやはり水源にとつておいてほしいもんだと、その間にいろいろな水利権をとる要求が出て、これはこの水だと、命のほうが先だぞと、こういう点を、水利権を認める建設省と行政的にバックアップして、そういうところをぜひとも確保しておく必要があるのかどうか。やるべきだと思ひますね。だから、この点は厚生省と河川局長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○説明員(国川健二君) 先生の御指摘の点は全く私も同感でございまして。そういう地域を、すみやかに水道施設の整備をし、生活用水を確保していくためには、何と申しましては水源の問題がございまして、そこで、私もしましては、個々の地域、あるいはその市町村ごとに、この地域の将来の水道整備計画をどうするかといふことにつきまして、問題はやはり水源でございまして、これらにつきましては、建設省を含め、関係の方面とも十分今後そういうお話しを、協議を進めまし

○政府委員(川崎精一君) 私どものほうでは、大都市等の非常に水需要の多いところについては大體承知をいたしておるわけでございますが、いまお話しのような場所については、非常にまあ資料といえますか、知識が少ないわけでございますが、厚生省のほうで六十年を目途というようなことで今後の整備計画をいろいろ立てておられるようでございますので、そういったところにつきまして、私どもも、やはり河川の水が量だけではなくて、質とともに多目的に使えるということとは、非常にこれは資源としても最も重要なことでございますので、厚生省と一緒にしまして、水質の保全、それから水資源の確保等に努力をいたしたいと思っております。

そういう被害の可能性のあるものはもう使わぬ、
 こういう私は態度を貫くべきじゃないかと思いま
 すが、厚生、環境庁のほうからこれについてお伺
 いしたいと思うんです。

○説明員（松山良三君） たいだいま水質汚濁その他の環境汚染をするおそれのある農業につきましての今後の方針なり規制と、そういうったものをどうするかというようなお尋ねがございましたが、一つは農業の登録をする場合、そういうったような環境を汚染するようなおそれのある農業、これは作物に残留をいたしました人体に最終的に被害を与える農業もあり、土壌に残留をいたしましたそれが作物が吸収をいたして人畜に被害を与えあっている、先ほど来の御指摘の水質を汚濁するおそれがある、水産動植物に被害を与えたりあるいは公共用水域を汚染をいたしまして最終的に人畜に被害を与えるそういうったおそれのある農業につきましては、登録保留要件を定めまして登録を保留いたしまして品質の改善を指示する、そういうことをいたしております。なお、これにつきましては従来魚を使っておったのでございますが、本年度からさらに甲殻類等も使しましてそういうった基準も検討するように目下四十七年度の予算を御審議いただいているわけでございます。

いたしておるわけでございます。なお、こういった問題につきまして厚生省のほうで安全性の確認をいたし、あるいはまた逐次許容量と申し上げますが、農業の残留基準というものを定めておりますが、私どももそういったことに対応するように四

十六年には約八千万の予算で、四十七年も約八千万の予算をお願いをいたしておりますが、既存農業の点検をするということで、いろいろ残留性に關する調査、試験をやっております。そういうことで、片一方のほうの厚生省の農業の許容基準と申しますか、残留基準のほうの研究とあわせまして、当方では一体どのくらい残留するか、そういうことで、これは厚生、農林、三省といういろいろ協議をいたしまして設定等も打ち合わせをいたしまして、そういう調査を今後とも継続をし、それによりまして規制をすべきものは規制をしていく、あるいはこういうふうなDDT、BHCというふうなものをはめると、そういうことで、調査結果を見ながら三省と協議しながら規制をしていく、今後とも環境汚染のないように厳重な指導を行なつてまいりたいと、かように考えております。

○説明員(川田則雄君) 　お答えいたします。

いま環境庁のほうからお話がありましたように、法律が改正になりました、農林省といたしま

それからそのほか水質汚濁、これも環境庁のほうから御説明ございましたが、水質汚濁、それから土壌残留あるいは作物残留等につきましては環境庁が農薬の指定をし、使用基準をつくるということになっております。

特に水質汚濁につきましては、都道府県知事が、使う場合に使用してはいけないところ、使い方に考慮すべきところ、地域の指定を行なつて、その場合には法律に基づいて農林省の關係の農業改良普及員あるいは植物防除員という、内容をよく知つた方の指導のもとに使う、そういうようにしたいしております。もういふように仕組みはございしますが、先生の御指摘の中で最も重要だと思うのは、実効の確保をどういうぐあいにしてやるかということでございますが、これにつきましては全国に配置いたしております普及員一万一千人それから植物防除員一万八千人で十分末端でこの人たちの指導が徹底するような努力をいたすと同時に、また御承知のように農薬はいろいろ開発されてまいります。そういう農薬についても適時適切に末端の指導員が使用者に対して安全な使い方を指導できるように講習、研修をいうことで知識の向上につとめるといふようなことをやつて、法律改正以後の農薬体制が末端で十分実効が

確保されるように努力したいと思っています。

○沢田政治君 河川の汚染の因果関係でこれを聞

いておるわけですが、こゝは農林水産委員会じゃないので、これ以上深くはお聞きしません。が、ただ、この際要望しておきたいのは、いままでの農業で騒がれておる現在被害を見ておる農業は、農民がかつてに発明したり、かつてに買ってきたの民がなくなつて行なつたものか、あるいは、厚生省なり農林省が指導して行なつたものか、農薬公害が出ておる。こういう責任はやはり痛切に感じてもらいたいと思います。

もう一つだけ、私この際、答弁の必要ありませんが、要望しておきたいことは、ある植物に農薬を使った。それがこの植物の中に付着するか、汚

染するかして、それを食べて間接的な農薬の公害を受ける場合もあります。これは一番多い例です。ところが、たとえば果樹園なんかで、やっぱり害虫あるいは病虫を防除する、こういう場合、直接散布する人は液体を、何というか、粉は別として、それを吸う、こういうことで、農薬公害を受けているのはたいへん多いんです。果樹地帯では、あなた、顔色悪いじゃないかと言うと、もう一カ月ぐらい入院してきました、病状はわかりませんと、青い顔しているわけです。これは直接ですね、間接じゃないですよ。直接そういう農薬を吸い込んでいくわけです。被害は非常に大きいんです。だから間接的に食べた場合の公害と、直接それを扱う場合の公害、こういうものも十分配慮して、そういう農薬公害というものも絶滅を期してほしいもんだと、こういうふうに考えます。この点については、これだけで終わります。これは答弁の必要ありません。

そこで、話をもとに戻しますが、たとえば多目的ダムじゃなく、これは単独に発電所をちよつとした河川の主流につくる例もあるんです。まあ最近においては、電力のつくり方は、発電のしかたはほとんど水主火従じゃなく、火主水従になっていますから、電力会社が発電所をつくる例は少なくなりましたね。ところが逆に、地方公共団体が発電所、こういうものをつくる例は非常に多いんです。これは皆さん御承知のとおりです。その際に、こういう問題が出てくるわけです。水力発電をつくることは、そのこと自体は、それはけつこうだと思えます。その際に、流域を変更することがあるわけです。たとえば、その水系といふかな、その水流から発電の水を取って、その下流に流すなら、これはたいした問題はありませんが、山一つを越えて——大もとは同じ水系にいくわけけれども、別の川のほうに、何というか、分流して発電する場合があるわけです。そういう場合は多いわけじゃないけれども、あるわけです。

いときは防火用水が流れておった。ところが発電所をつくつたために、別の谷のほうに水を分流した、こういうことになって、防火用水、こういうものは絶無になった。こういう例が非常に多いわけです。だから、水利権を認める場合に、やはり防火用水を、はたして乾季の場合、特に冬季の場合には確保できるかどうかという、何といひますか、水量を把握して、これを認めるということにしないで、これはたいへんだと思うんです。そういうところが多いんです、あなたのほうで気がつかぬと思いますが、だから、この点をどう考えるか、まずお伺いしたい。

○政府委員(川崎精一君) 最近の県営発電等の傾向を見ておきますと、補助事業、それから直轄事業を含めまして、最近では電気事業によるものは非常に少なくなつてきております。主として上水道、工業用水が利水目的の中心かと思ひます。しかし、やはりいづれにいたしましても、水量を確保するために、分水とか、こういった事例はかなりのたくさんあるわけでございます。で、現在私どものほうで指導をいたしておりますのは、在来は、いわゆる河川法の体系も違つておりますし、あるいは地域、地域で補償金等を払つて、それでがまんしてくれというふうな話し合いのもとに、そういったことがなされた事例もいふんあるわけでございます。

やはり、最近では、一定の生活に必要な水というものは要るんじゃないか。ただいま防火用水の話が出ましたが、そのほかに子供のやはり遊泳とかいったような遊び場がなくなつた、あるいは非常に水量が減るために、河川のごみその他を流す力が弱くなつて、その付近の環境が悪くなる、こういったような要望が非常に多くなつております。したがって、私どものほうでも、なるべく、これはよく実態を調べませんとわかりませんが、それぞれの地域にに応じた必要最小限のものは、かりに分水というように話し合いがついても、できるだけ確保して、確保流量あるいは維持流量といつておりますが、そういったものは直接下流に放流し

なさい。あるいはそれが不足するような場合は、せきといったようなプールなり何なりをつくりまして、なるべく非常事態あるいは日常の下流の流域の人たちの生活に支障のないような範囲でやりなさい、こういった指導を現在はいたしております。

○沢田政治君 そういう指導を——そう強めてもらいたいと思ふんです。これは心がけておるかも知れませんが、やはり、県営の発電所でも、ある程度企業性というのを考えて、ちよつと騒がれるかも知れぬけれども、水量が非常に枯渇してきたから、全部せきとめて電気をつくろうというところもあるわけですね。常時あるわけじゃないですがね。そういう面はやはり不便からぬように、行政指導なり、建設省としても心がけてもらいたいと思ふんです。

それと、もう一つは、これはこまかいことだけ聞いたので、聞くついでに、こまかいところだけ聞きたいと思ふんですが、たとえば河川の砂利です、骨材、こういうものを許可していますね。そうしてその使用料ですね、代金は各県にまかされておるわけですが、これは、この前の委員会では私質問したと思いますが、その場合、漁業権との関連が出てくるわけです。たとえば砂利をどどんと取つちやうと、そうして何というか、河床が下がる。それによつて漁業権を持つているアユとか、その他の魚でも取れなくなつた。水が常時よごされる、で、魚が取れなくなつたという苦情も多いわけです。こういうケースはたくさんあると思ふんです。私も知っていますけれども、こういうものを、たとえば砂利を取ることを建設省が認める場合、そういうことを考えて、やっぱり利害関係の影響範囲内に、事情を聞きまして認めておるのかどうか。必ずしもそれが一〇〇%うまくいつておらぬように私は思ふんです、私の耳に入つて、目に入つておる面では、こういう面をどうするかということです。いかがですか。

○政府委員(川崎精一君) 私どものほうで、直接、砂利採取の場合にあつて、河川のいわゆる

治水、利水上の機能に支障がないかどうかというようなことは、これは当然許可をいたしますときに判断をして、許可をするわけでございます。

まあ、そのほかにという、少し適切な表現でないかもしれませんが、やはり多かれ少なかれ漁業との関係があるわけでございます。そういった場合に、どういう方法なりで、解決するかというところが問題になるわけでございます。が、まず、一義的には、ここにはそういう漁業組合があるから、ひとつ当事者とよく話し合いをしないさいと。その上で、了承を得て、そうしてそのやり方も特に支障があるというふうなことがなければ、私どものほうで採取を認めるというふうなことで指導はいたしております。

ただ、仲に入りまして、直接、漁業権者とそれから新しく砂利を採取する人との間に、私どもが入つてものをまとめるというふうなケースは、これは非常に少ないと思ひます。といひますのは、直接の目的が個人の砂利採取でございますが、公共事業がその目的になつてないわけでございますが、特に公共事業の面から河川の管理上も非常に河川が閉塞して困るとか、あるいはもつと高水をたくさん流すために河床を上げる必要上掘りなればいけない、こういった場合には、これは当然私どものほうで相手方と十分話をしまして適切な処置といひますか、方法なりあるいは補償をするというのがたてまえになつております。

○沢田政治君 河川改修のために、治水のためには、これは若干水が濁るとか河面が下がるという場合には、やはり公益性の比重の問題でやはりがまんしてもらわなくちゃならぬこともあるだろうと思ひます。これはどつちが重いかということでおのずから判断がつくわけですね。営利業者が砂利を、そこを取りたいと、こういうときに、やはり何というか、営利業者のほうに公益性があるのか、どつちを重んじるかというのにはわかに判定がつかぬと思ふんです。県知事が許可する場合にも、そういう場合にやはり十二分にその補償なり、取る量なり時間なりというものはどうするか

というあんばいはやはり関係者がよほど話し合うなり、県が中に入つてやはりその種の問題を起さないように配慮すべきだというやはり行政指導くらい県当局とか各地方自治体に皆さんからやはり指示すべきじゃないかと思うのです。かなりあるのです、こういうことは。だからそれをここでぎゅうぎゅうと詰めていきたいと思いませんが、そういう配慮も必要だということだけは頭に入れておいていただきたいと思ひます。これは答弁の必要がありません。

それで、次は流域変更する場合ですね、これはいまの法律でどうなっていますか。流域変更する場合、相当の影響——私は流域変更すべきじゃないということを言っているのじゃないです。ただし、何千年前から流れているのを流域変更するとなると、従来流れておった下流のほうが大なり小なり影響を受けることはこれは事実なわけですね。だからいま流域変更の場合には河川法——これは私もよく調べておりませんが、どういう手続きが必要ですか、法律上の何か規制ありませんか、流域変更する場合。

○政府委員(川崎精一君) 流域を変更いたします場合に、変更されるといいますか、分水されるほうでございしますが、そういったものには、やはり何がしか流域変更されることによって減水のためのやはり影響があるわけでございます。そういった場合に、いわゆる既得のその水系の水利権者、こういった者に対しての補償なりあるいは対策、こういったものが手当てがなされまして、その管理者も同意しますれば、特に法律の手續とかいふことじゃなくて、話し合ひで分水をするというのが現状の進め方でございます。

○沢田政治君 今度改正によって一級河川指定の場合ですか、地方議会の同意とか何かありますね。それと同様に、私は流域変更して、下流に全然水が行かなくなるかどうか、度合いはこれはありません。いずれにしても、下流に対して重大な影響を与えるわけですから、一級河川の指定以上だと思ふのです。だから私はそういう流域変更

する場合には下流に少なからず、大なり小なりの影響を及ぼすのだからやはり一級河川に指定すると同じように、地方公共団体、特に議会ですね、住民代表の議会の同意が必要だと、こういう歯どめくらいは私は水利権の所在は別としても、必要じゃないかと思うのです。建設省のほうではこれはや何といひますか、公共のためにしようがなにか理屈がつくかもわからぬけれども、下流の者が影響を受けるのだからやはりそういう法の歯どめというものが必要じゃないかと、私は常識的に考えるわけですが、いかがですか。

○政府委員(川崎精一君) 当然やはり当該河川を管理しておる河川管理者の意向等は十分反映するわけでございます。たとえば、多目的ダム法等でダム計画をいたします。そして、その中に分水計画が入ってくるというようなときには、多目的ダムの基本計画をつくります場合に関係府県の知事のやはり意見を聞くわけでございます。そのときに、知事の意見を聞く場合には議会の同意も要る、こういうような二応手續を踏んでおるわけです。したがって、まあ二級河川で市町村間の問題というふうなものもあるいはあろうかと思ひますが、そういった点についてもやはりそれぞれの府県におきましてそれに応じたようなやはり意向なり意見を聴取して現在処置されておると思ひます。むしろまあダムの進捗の一つの隘路になっておりますのは、分水といったような流域変更のために非常に影響を受ける地域が多いというふうなことでその同意がなかなか得られない、しかし同意を得なければ、私どものほうでもこれを強行するということではできませんので、そういった点で十分話し合ひをした上で実施をするというたてまえでやっております。

○沢田政治君 法律上の規制は別としても、やはり該公共団体の意見を聞くべきだと思うのです。その際に、特にこれは利害関係住民ですね、もちろん、県議会はその県の住民の意思を代表しておるでしょう。これは表面的に言えばそうでしょうけれども、しかしこまかい、何というか、漁業と

か及ぼす影響というものは完全に一〇〇%議会といふものが統一しているかといふと、そうではありませんから、だからやはりそういう行政を進める際に、利害関係を受ける者あるいは都道府県知事あるいは議会等の法律上の規制は別として、やはり建設省の行政サイドとしては十分そういう意向を何とかくみ取る、こういうことを心がけることが心がまえとして必要じゃないかと思ひます。これはまあ琵琶湖の問題がこういう面に直面してくるわけで、審議がこれは深くなると思ひますが、一般的な行政の態度としてこの点は要望しておきたいと思ひます。

通産省を待たせようと思ひません。時間があるわけですので、通産省に工業用水の問題について五、六点聞きたいことがあつたわけですが、一点だけに止めておきたいと思ひます。

それは、今後の工業用水ですね、これの需給といふものをどう把握しているかです。将来たいへんなことになるかと言つておられますが、やはり河川法を審議したり、多目的ダム法を審議する際に、どういふふうに関西地区は足りなくなる、琵琶湖から取ってくる、取つてこないという議論があるわけですが、国土的に見て、将来の全国総合開発のあれからしてどれだけの工業用水といふものを、何といふか、需給といふものを把握しておるのか、その点だけ聞きたいと思ひます。

○説明員(金河實男君) 御説明いたします。

工業用水のまず使用実績でございますけれども、四十四年におきまして一日当たり七千四百四十一万立方メートルでございます。これが将来の見通しといたしましては、当省の試算によりますと昭和五十年におきまして一日当たり一億二千万立方メートル、四十四年の約一・六倍ということになります。それから、昭和六十年には約二億九千万立方メートルに達すると想定しております。こうした需要の増大に対応いたしまして供給面の考え方でございすけれども、河川からの直接取水あるいは地下水のくみ上げ等につきましては、既存水利権との関連あるいは地盤、地下水の塩水

化等いろいろ問題がございますので、今後の増大する需要に対応する、大きな期待をかけられる措置といたしましては、回収水の利用及び河川上流部におきますダムの建設、あるいは廃水処理水の再生利用等を前提といたしまして、工業用水道によつてまかなうというのを考えております。

それから、先ほど御質問のありました全体的な地域的な感じでございますけれども、現在首都圏、近畿圏等におきましては、工業用水の需給は、今後の見通しとしては苦しいということになつておりますけれども、ただいま国会で御審議いただいております工業再配置等におきまして、これらの地域的な水の有効な利用ということをお考えまして、全体の工業用水の需要に對しまして供給の遺憾なからんことを期してまいりたいと思つております。

○沢田政治君 今度、「治水上及び利水上緊急に建設する必要がある多目的ダムで、水の需要が十分にあるものにつぎましては、都市用水にかゝるダム使用権の設定予定者が特定してない段階で」という今度の新しいですね、それでそこはわかるわけですが、「着手することができ」と、「この場合には、相当の期間内にダム使用権の設定予定者及びその容量の配分等を定めること」といたしております。という「相当の期間」ですね、これはどれくらいの期間ですか。ちよつと相当期間ということになると、日本語ですからわからぬわけですね。

○政府委員(川崎精一君) 私どもがダムを建設する場合に、通常はそれぞれのユーザーが確定してスタートするわけでございます。したがって、普通はそういったことがないわけでございますが、最近の水の需給の逼迫に伴ひまして、いわゆるダムの基本的な計画、それから水のかんがい用水、それから発電あるいは都市用水、こういったそれぞれのダムの計画は全部きまつておるわけでございますが、都市用水間で多少取水量その他で調整がつかない、こういったものについてそのためにダムの発足がとけると、そういった場合に、

やはり全体から見まして、工事の進捗にやはり支障を来すわけでございますので、そういった場合に少しでも早くダムをスタートさせたい、こういうところからきておるわけでございまして、本来ならば、そういったものを調整するのがやはり基本的な考え方でございます。したがって、ただいまの期間は、たしか「政令で定める期間」というように衆議院のほうで一部修正がございましたが、その期間をいたしましては、大体三年くらいを予定をいたしております。で、その間には全部ユーザー等もきめまして、通常の状態に戻して建設をし、完成をするというたてまえをとっておるわけでございます。

○沢田政治君 この「相当の期間」私なぞこう言っておるかといふと、まあ先行投資ですから、しかもその金、財源は治水特別会計で資金運用部から借りるわけですね。そうして、今度は一定の使うものがきまった場合には、利子を含めてアロケーションをきめるわけでしょう。そうすると、十年も、何というか、だれも使う者がなくて、さて十年後に使うということになったら、利子まで合せてこれはやっぱり分組をきめられたんじや、ますます使う人がなくなるんじやないか。まあ平たいことばで言えば、割り勘が高くなるわけで、したがって、その期間というのはどれくらいかという疑問を素朴に私は持ったわけです。でありますから、私は先行投資していくということはいいんで、どうぼうつかまえてなをなうよりも、この趣旨は非常にけっこうです。だからその間の利子が、一年や二年ぐらいいないけれども、三年になるとその利子が上積みになるんだから、この利子はやっぱり利子でそのまますかっけてくるのかどうか、これは皆さん立法段階で考えてみませんでしたか、どうですか。

○政府委員(川崎精一君) なるべく短期間の間に、そういったユーザーを決定できますれば、非常に私どものほうでも楽なわけでございます。少なくとも、建設期間中には決定をいたしたい。やはり極力努力をいたしてもいろいろな都合

で、多少の時間的余裕も見ておく必要があるというようになことで、三年間としたわけでございませう。通常の場合に、もしそういった利水間の調整がついてスタートしております場合には、当然ユーザーとしますと、これはまた別のほうから何かの形で、同じような金を借りることになるわけでございますから、ユーザーの負担とすれば、実際のには変わらないというように私どもは考えておる次第でございます。

○沢田政治君 まあ、水の将来は憂慮すべき状態なので、私は先行投資することは先ほど言ったようにけっこうだと思いますが、むしろ三年後のことを考えるより十年後のことを考えてやってもいいことですよ、態度としては。その際にやっぱり自縛自縛になるんじゃないかと思う利子の分組。だからこれは何年三年に限定しなくても、やはり十年先のこの行政を先取りしていくということも考えられるわけです。だからその際の利子はどうするかというところは、やっぱり将来検討事項として検討してもらいたいと思うんです。その場合もやっぱりアロケーションを、負担を持たせるのかどうか。私は早ければ早いほどいいと思う、行政の手を打っていくのは、その場になってどうぼうつかまえてなをなうよりも。だからこの利子の問題で、自縛自縛になったら困るんじゃないかというところで私は言っておるわけですから、ここで即答を求めようとは思いませんが、この点は考えておいてほしいと思います。

次に、この前の第四次治水五カ年計画の際にも若干触れたと思いますが、財政投融資を含めて開発事業として九千五百四十億円で、これでダムを百三十五カ所完成する、こういうことになっているわけですが、実際に百三十五カ所の事業を要求してこれたものの、この額で消化できるかどうかというところはいまなお疑問を持っておるわけですね。でありますから、これはたして九千五百四十億円で、五カ年間で四百七十五カ所のダムを実施して、そのうち百三十五カ所を完成するというところは現実的なのかどうか、可能性があるのかどうか

かですね。この点はどうもひっかかるもので、もう一度聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(川崎精一君) まあ、現在の水需給の逼迫状況等見ますと、昭和六十年等を見た試算等いたしましたところ、これでも必ずしも十分ではないというのが、いわゆる資源の供給サイドから見れば実情であろうかと存じます。で、おっしゃるように、ダムはかなり難航するものがたくさんございまして、したがって、私どもの機の上の計算のように進むかどうかというところは一〇〇%間違いないかもしれませんというわけにはまいらぬと思っております。でも、できるだけ水源地域の今後のあり方、それから、われわれがそれに対してどのような措置がとれるか、こういったものもあわせて、できるだけ私どももいたしますれば実現をしたいと考えております。現在、二百十カ所はかりに施工数

がなろうかと思っております。最近ではかなり、大規模ダムは多少難航をいたしておりますが、まあ、軌道に乗ってきたのじゃないかという感じもいたしておるわけでございまして、今度も一そう努力いたしたいと存じます。

○田中一君 関連して一つ。いまの利用者がきまらないということは、結局水の要求は多い、しかしながら、その配分の問題がきまらないから決定にならないのだというような理解でいいじゃないか。水の利用者はたくさんあるのだから、要求しているものは、しかし、その配分の問題でいろいろで上がるまでの間に調整しなければならぬ問題があるから、こうするのだということでしょうね。

○政府委員(川崎精一君) お話しのとおりでございます。

○沢田政治君 ということになると、私の理解は間違っておったわけですね。というのは、現に水の利用者がおる、利用の用途もはっきりしておる、ただ配分がきまらぬから、これは先行投資しておくのだというのがいまの田中先生の理解ですね。私の場合は、もっとやはり治水、利水の先行投資をして将来に備えろと、たとえば将来は、こ

ういう状態からいったならば、治水、利水の観点からいって、こういうダムをつくっておかなくやならぬだろうと、さつき三年後というけれども、もっとあとのことですね。そういうことを想定して私は聞いておるわけですが、そうじゃないのですか。もう使う人もはっきりしている、使う用途もはっきりしている、ただ水の容量をどう分けるかきまらぬからとりあえず着工しようという、そういうつまらぬというわけじゃないけれども、現実的なもので、もっと私は大きいところを考えているわけだ。いい、悪いは別として。

○政府委員(川崎精一君) ただいまのお話のような非常に将来を見て、したがって、利息なしで公共費でどんどんダムをつくるということになれば、私どもも非常に理想的な姿じゃないかと思っております。しかし、現実には需要のほうがどんどん先行いたしております、それに対して追っかけていくのが精一ぱいだというようなことで、ただ、その間に多少調整を、水流配分等要するものについて、それを少しでもスタートの時期を早めたというのが今回のものでございまして、先生のお話しの点からいいますと、多少現実的で次元が低いかもしれませんが、やはり一つの前進だということ、私ども今回こういった改正をお願いいたしました次第でございます。

○沢田政治君 これを大臣、答弁してください。いま三年とか何かでいいけれども、やはり将来は私が言ったように、どんなわけもなく、いま水需給は逼迫しているのだから、とにかく何とか早く着手をやるといふ、そうじゃなくて、もっと将来にわたってみんなもう水については、もう困ったとか、こうだとか言われぬというやうな、そういう社会資本を投資していくのだという私はやはり含みがこれになくちゃ、何かもうしりを追いかけてくれているから、これは三年間なり早く着手させてくれよというやうなことで、私はやはり評価が違つてきますよ、この法案を審議する際に。

○國務大臣(西村英一君) 沢田先生のお話も田中先生のお話も同じなんです。両方とも同じ解釈

なんです、實際は。もし話がつかないと、多目的ですから、電力は電力、都市用水は都市用水、いろいろなたぶん目的はあるわけです、そういうことで初めて着手するのですから、その場合に、やはり、都市用水が話つかぬといつて待つておれば、何年も待つてわけです。その意味において、とにかくきまらぬものはきまらぬでもひとつ着手しようじゃないかということで、先行投資なことでございます。もちろん、三年おくれるということはいへんなことです。おくれです。三年おくれです。やはり大きいダムという、四、五年はかかるのです。まず十年はかかるのです。その辺非常に待つていふことは、ほんとうにたいへんな日月の浪費でございますから、あなたが言われるやはり先行投資にまさに相当しておるのです。しかし、それを全部の河川を全部先行投資、いま何でもかんでも、電力もきまらぬ、何もきまらぬのにみんなやってみよう、こういうものじゃないので、而先生の言われる二つの意味を兼ねてやっておると、私は解釈しておるのでございます。

○沢田政治君 まあ、両方に解釈をされるようです。それから、わかったようではないようですが、私の言ったことも完全に否定されたわけじゃないからとしておきます。

それで、自信があるかどうかと、局長、四百七十カ所で百三十五カ所の完成の見込みがあるかどうかと、絶対とは言えないけれども、やりたいという気魄を持っていると、決意を持っているという決意のほどを表明されたわけですが、ただ私は、杞憂にすぎないという主観的な立場じゃなくて、たとえば昭和十二年に河川の統制事業として着手をされて昭和四十六年度までダム事業をやってきたわけですが、相当の長年月をかけているわけですね。この間においてどういう実績があつたかと、まずそれを聞きたいわけです。その実績と比較するならば、はたしてわれわれもそうできるだろうと、あなたの決意もあつたわけですが、

そういう比較になると思ふのです。どれだけの実績をあげておられますか。昭和十二年ですから、当時の事情と今日の事情は違ふにしても、相当これはむずかしいのじゃないかとシビアに考えているわけですね。私のほうとしては、それで、五カ年計画というものを繰り上げたり、繰り下げたりとときどきやっているわけですが、そういうようなことを絶対いかにぬというわけじゃないけれども、前向きの変更ならいいけれども、でももしないのを願望として取り上げて何カ年計画だということをやったままこの行政でやられたのじゃ、法案を審議するわれわれとしてもたまたまぬと思ふのです。だからある程度、やると言つたならば、やはりその計画をこなしていくと、こういうやはり自信をお互いに持たたいものであるから私はあえてお聞きしているわけです。実績はどうなつておりますか。

○政府委員(川崎精一君) ちょっとスタートはあれでございまして、河川統制によります十一事業等を含めまして、完成を現在までにいたしてありますダムが直轄事業で三十九カ所、公団で五カ所、それからいわゆる補助事業の關係で八十七カ所、合計いたしますと百三十一ダムになつております。

○沢田政治君 こういうことから考えると、非常にむずかしい面もあるというように、これは私の邪推かも知れませんが、そういうことは、これは主観の違ひで、そういうようにこれは実現したいという気魄があるならば、成功するためにこれは御努力願ひたいと思ひます。

それで、要求した時間が参りましたので、私は迷惑をかけることのない男で、一応これできよの質問を、要求した分だけは一応私はこれは終わつておきたいと思ひます。まだ一時間半くらい会期延長の關係で、これでは要求したいと思つておりますから、これは委員長長のほうで、保留していただきたいと思ひます。きよのところは私は時間厳守で、要求だけで終わります。あとは保留しておきます。

○委員長(小林武君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開いたします。

午前引続き、河川法の一部を改正する法律案及び特定多目的ダム法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○藤原房雄君 河川法の一部を改正する法律案並びに特定多目的ダム法の一部を改正する法律案についてお伺いをするわけでございますが、事の重要性にかんがみ、富士山の沢くずれ対策について最初にお伺ひしたいと思ひます。

大沢くずれのことにつきましては、今月の一、五日たいへんな崩壊の現象がございまして、新聞紙上、また有識者からいろいろ憂慮されておりますので、この問題を取り上げるわけでございまして、最初に大沢くずれの歴史的な経過について、あらまし御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 大沢くずれの崩壊の現象がいつから始まったかということにつきましては、これは明らかではございませんけれども、文書等の記録によりますと、約一三三一年の七月に大地震があつたという記録が過去に見えております。また、静岡県等のいわゆる扇状地におきまして埋没しておる木片に對しまして放射線炭素法といったような調査を行なつた結果で、約一千年くらい前から崩壊現象が生じておるというように推定をするわけでございます。その後たびたびの洪水の記録がございまして、明治四十年、大正六年、こういったときにかんがりの大被害がございまして、下流域に相当な影響を及ぼしておるわけでございます。また、戦後、最近では昭和三十六年にも出水がございまして、下流の芝川、潤井川、こういったところを荒廃化いたしましたので、富士市方面にまでその被害が広がつて発生をいた

しておる状況でございます。こういった状況を踏まえまして、昭和三十九年度から主として扇状地域の土砂の移動をまず防止する必要があるというので、静岡県におきまして、とりあえず暫定工法でございまして、かか床固め工法、こういったものを補助砂防事業として実施してまいりました。が、問題が非常に重要でございまして、昭和四十二年に大沢くずれ並びに下流の潤井川、芝川、こういったところに対しまして、抜本的な対策を講ずる必要があるということで、建設省を中心にいたしまして、学識経験者の方も含めた「大沢くずれ対策懇談会」というものを設けまして、その結果に基づきまして防災上の見地から対策工事を積極的に実施しようということになりまして、昭和四十三年から直轄の砂防事業として、これを採択して実施いたしておるわけでございます。昭和四十三年度には直轄砂防事業のまず調査を実施いたしました。第一期の事業計画を樹立をいたしました。工事は翌四十四年度から着手をいたして現在に及んでおるわけでございます。

○藤原房雄君 年間いままではどれくらいの崩壊の量が今日まであつたのか、それとここ数年の間、その量がだんだんふえておるのかどうか、その辺の状況につきまして概略御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 先ほど申し上げましたように、まあ、歴史的な現象でございまして、そのスタートが必ずしも明確ではございませんので、平均してどの程度になるかといふことは、かなりこれは推定を交えてしか言えないのじゃないかと存じます。おおむね千年ぐらい前からこういった崩壊現象が起つておるわけでございまして、これを一応崩壊を受けない姿から類推いたします。現在までどれくらい浸食を受けているかといふことを推定いたしますと、約七千六百万立方メートルぐらい土砂が富士山のできました姿から欠けておるというようなことで、これから推定いたしますと、年間約七万六千立方メートル程度の崩壊量が年度平均いたしますと、起こつたの

ではないかと推定されるわけでございます。なお最近におきましては、四十三年度からは、これは直轄の調査を行っておりますので、短期間でございまして、年々そういった現象を調査いたしておりますが、この推定によりまして、四十三年から六年まででございますが、年間平均約五万立方メートルに及んでおります。なお、航空写真等では、三十五年ぐらいから写真の記録がございまして、こういったものから類推をいたしましても、大体五万立方メートルという数字が出ています。したがって、七万ないし五万というのが平均じゃなからうかと思われまますが、先ほどお話しした今年五月初めに、二回にわたって起こりました災害では、約二十万立方メートルの土砂が流出しているということが計算されるわけでございます。したがって、今回の崩壊はかなりの平均を上回るものであったということが想像されると思ひます。

○藤原房雄君 年間の崩壊量がおよそ五万から七万というところでございますが、ここ一、二年というのは特に平均を大きく、大幅に上回り、過日の五月一日、五日につきましてはたいへんな量であったという、こういう状況のようでございますが、ここ数年ちよつと見ましてもたいへん逐次崩壊の量が増加してきているという傾向が見られるようにあります。これはいろんな原因があるかと思ひますが、いずれにしても、崩壊量が著しく増大しつつある、これに対する建設省並びに林野庁の今日までの対策、建設省のほうからはいま大略御説明ございましたけれども、林野庁におきましては、これについてはどのような対策を講じていらっしゃるのか、その点ちよつとお伺ひしたいと思います。

○説明員(辻良四郎君) 大沢くすののうち、標高千二百五十メートルから千六百メートルまでの間が国有林でございますが、この間の従来までとつてまいりました措置につきましては、昭和三十三年から昭和四十五年までの間に堰堤五カ所、床固め工一カ所、水制工十カ所、護岸工一カ所を施工いたしまして防衛の措置をとつてまいっております。

たしまして防衛の措置をとつてまいっております。過去の歴史的な経過、またここ数年の状況については大ざっぱなお話を伺ひましたけれども、去る五月一日並びに五日の崩壊につきましては、これは現地の様子や新聞等に報道されておりますけれども、巨岩を巻き込んで土石流がなだれを打って富士宮市の山麓地帯に押し寄せたということでございます。これから下流の潤井川沿川に各種の被害をもたらした、このようにいわれております。この五月一日また五日前後のこの被害の状況につきましてあらまし御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 五月の一日並びに五日と連続いたしましたかなりの大崩壊があったわけでございますが、それによりまして土石流の被害の状況につきましては、この災害の起こりました時点ではいずれも約八十メートル程度の雨が降つております。それにちよつと異常高温といひますが、気候の変わり目でございます。源頭部のしたがつて融雪、それに伴う雪なだれ、こういったものによつてこの二回とも同じような土石流が流下したわけでございます。これによりまして、既設の砂防床固め工六基によりかなりそういったものを阻止をしたわけでございますが、粒子のこまかいもの、さらにこれを流下いたしました比較的小さい微粒の土砂等につきましては田子ノ浦港まで流下をしておるようでございます。

なお、既設の砂防床固め工につきましては土石の勢力をかなり減少させるように働いたわけでございますが、それにいたしまして床固め工の一部、それから導流堤の一部、こういったものが決壊をいたしております。私どものほうで被害を推定いたしますと、約五千万円くらいにならうかと存じます。なお、現在の砂防設備によりまして砂砂の可能量を調査してみますと約九十万立方メートルくらいでございますので、今回程度の土砂がきましても、当面はこれと同じような状況で大きい石等については阻止できるのじやないかというよう

な見通しをいたしております。なお、下流の河川、それから県道あるいは市道でございますが、こういったものも場所によつては埋没あるいは通行が一時的に不能になったというような状況を示しております。潤井川を横断して設けられております富士宮市の水道管等も二カ所ばかり被害を受けて流失をいたしました。なお、そのほかに農業用水の取水ききも三カ所程度でございますが、これも土砂で埋没をいたしております。こういったものにつきましては、それぞれ管理者において現在応急復旧をいたしております。かなりその対策は進んでおるやうに聞いております。

なお、私どもの関係で土石流が発生いたしましたから今日までにとりました処置をいたしましては、まず、発生直後にやはり危険性がございまして、直ちに最上流部はこれは九号の床固め工と称しておりますが、最上流の床固め工の付近に見張り職員等を置きまして、土石流の動静を観察いたしまして、一方、富士宮市等の警察とも十分連絡をとりましてさらに下流のほうでは高速道路の上下流に河底橋、これは床とめと道路が兼用になつたような工作物でございますが、職員を置きまして上下流で連絡をとつて万一の通行車両の安全を確保するために備えるといったような措置をとつた次第でございます。なお、被災の点につきましては、本省からも職員を派遣し現地の把握にためております。一部はすでに復旧を完了したものは現在復旧工事をやっておりますのが実情でございます。

○藤原房雄君 いずれにしましても、この雨季を控へまして扇状地近くの開拓部落の方々、それからまた潤井川の沿川の住民の不安といふものはこれは非常にたいへんなものだと思います。いろいろ調査をし、対策を講じたようでございますけれども、特に聞ききたいのは、潤井川河道の埋塞状況ですね、これはどうなっておりますか。

○政府委員(川崎精一君) 潤井川のいわゆる河道の閉塞状況でございますが、これを静岡県報告によりまして六カ所に分けて調査をいたしております。

ようございまして、その埋塞土量の総計は約二万九千立方メートルになっておりまして、上井出地区が約五千六百立方メートル、狩宿地区が千二百立方メートル、外神地区がそれぞれ三千七百、八千二百、阿原口地区が七千、大中里地区が三千三百、こういった状況でございます。なお、この中で上条、外神を除きました四地区につきましてはすでに閉塞土砂の排除を終へまして、現在上条、外神地区につきましては今月中にいたしますか、出水期までに早く完了したいということで、現在鋭意復旧作業を行つておる次第でございます。

○藤原房雄君 ただいまの状況をお聞きいたしましても、まあ異常埋塞状況といひますが、いままでかつてないたいへんな状況のようにかうございまして、それは、早急に対策を講じられていくようでございますが、この異常埋塞の状況からいたしまして、私はしゅんせつ經費の支出につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されるのではないかと、こう思うのですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(川崎精一君) 一般の災害におきましては、いわゆる異常な天然現象等で河川が埋没をいたしました場合には、これのしゅんせつといひますか、復旧につきましては、これが特に維持上あるいは公益上必要であるといったようなもの以外には採択しないというのを一つの採択基準として、在来から行なつておるわけでございます。ただし、維持上、公益上必要なものについては、これは災害復旧事業として採択をして援助をするというところでございます。今回の状況等を見ますと、やはりかなり閉塞状況でございますが、河川の容量から見ますと、それぞれ閉塞の状況は異なつておるわけでございます。一応どういふときに非常に維持上、あるいは次回出水に危険があるかということでございますが、通常は河川の三分の一程度以上が閉塞されたとき、こういったときには、これはやはりかなり次の出水等を考慮いたしますと危険でございますので、そういったものについて

は、これは災害復旧事業に採択をいたしまして、直ちに復旧の処置をするということでございます。今回の災害の状況からまいりますと、大田富士宮市の外神地区につきましては、これはかなり閉塞をいたしておりますが、それ以下につきましては、いずれも三割程度以下というようにございまして、それです。土砂排除を行なっておりますが、これは静岡県の単独の事業といたしまして現在土石の排除等を行なっております。

○藤原房雄君 この、季節的にも豪雨を伴い、また異常高温という原因、また今後雨季に入るといふ、こういう客観情勢、そういうことを考え合わせますと、このあとまたどういふことが起きるかわからないというふうな、そういう状況の中にもございまして、十分にその点については御検討いただきたいと思います。この大沢くずれのことに對しましては、長い歴史の中で今日までのいろいろな対策が講じられてまいりました。恒久的な根本策としても建設省としてもいろいろな検討がなされてきたかと思っております。大沢くずれは拡大防止のため、さらに潤井川の治水上の対策をいたしまして、基本的にどういふ考え方で今後持っていくかとしていらつしやるのか、その間の状況について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 潤井川の治水につきましては、これはやはり大沢に源を発しておりますので、今回の大沢くずれ、こういったものを無視するわけにはまいらないわけでございます。したがって、上流部は砂防工事により、下流部は潤井川の改修工事によってそれぞれ処置を進めていく必要があるわけでございますが、上流部の砂防対策につきましては、まず扇状地より上につきましては、これはこの辺が崩壊の源でございますので、できるだけ崩壊の拡大防止、あるいは崩壊地点の河床の固定、こういったことを中心にいたしまして、のり面の安定、あるいは砂防ダム等を実施して目的を達するように計画をいたしたいと思ひます。

うことで、ただ、この地点におきましては、いろいろ在来の砂防工法とは違った条件のもとに処置する必要があると思ひますので、基本的な対策等につきましては、土木研究所で現在工法等について研究を進めておるわけでございます。

なお、扇状地並びにその下流につきましては、これはできるだけ上流部から崩壊してまいりました土砂をその地点でとめまして、下流の潤井川に影響を与えないという工法をとる必要があるかと思ひます。したがって、主として床固め工あるいは導流堤あるいは流路工、こういったものを実施をいたす必要があると思ひます。四十四年からは直轄で先ほど申し上げましたように処置をしておるわけでございます。

なお、さらに下流の潤井川の改修につきましては、三十一年から中小河川事業として施工中でございまして、改修の基本的な特に重要なポイントといたしましては、洪水時には潤井川の全流量を富士川に直接放流をいたしまして、潤井川本川の下流部をできるだけ治水安全を持たせたいというふうなことで、現在計画を進めておるわけでございます。この放水路は星山放水路といつておりますが、すでに用地買収等につきましては四十六年ではほぼ完了いたしましたので、今後はさらに工事の促進をはかりまして、早急にこういった大災害が、今後また大規模なものが起こりましても、河川の流域には影響がないような対策を講じたいと考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 ちょっと技術的なことになりましたが、今回の大崩落によって九号から四号までの床固め工、導流堤の一部、これを流失しておるというところ、この工法については検討する余地があるのではないか、このように言われておりますし、そう思ふわけでございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(川崎精一君) 御承知のように、非常にこの崩壊は標高の高いところから落差をもつて起こつてきておりますので、かなりのエネルギーが構造物にぶつかるわけでございます。そういった

た点で、現在、県時代に施工しておりますのは、これはしゃかごで実施を暫定的にいたしておるわけでございますが、こういったものにつきましては、できるだけこれを取り込んだ本格的な砂防堰堤にこれを改造するように処置をいたしたいと思つております。経過的には、いろいろ早急に被害を減少するためにこの処置をございしますが、恒久的には、いま言ったような工法をとると同時に、今回の被害の状況を見ておきますと、本体も破損しておりますが、やはりその根固め工といひますか、床止めがかなりやられておるわけですが、そういった点では、この辺の根入れの深さ等につきまして、もう少しやはり深く設計等の変更をいたしまして実施する必要があるんじゃないかというのが、現在までの被害を調査しました技術関係の者の一致した意見でございますので、今後の復旧あるいは改修を進めるにあたりましては、十分そういったことを注意いたしまして実施をいたしたいと思ひます。なお、基本的な砂防堰堤なりあるいは床固め工の工法等につきましては、これは前にも委員会等でもいろいろ議論されましたけれども、基本的には大きな誤りはないと考えております。

○藤原房雄君 これは特殊な事情の中にありますので、より強力な工法が必要じゃないかということとを申し上げておるわけですが、県当時のものじやか製ダム、これは確かに大きく押し流されておりますので、これは暫定的だったというお話でございますけれども、従来の設計では、とにかくこれだけの崩壊があったわけでありまして、より抜本的な恒久的な設計、そしてまた工法というものが検討されなきゃならない、こういうことを私申し上げておるわけでありまして、さらに三号、二号、一号、それからゼロ号並びに十号の床固め工ですね、これも早急に完成させねばならないと、このように強く思ふわけでございますけれども、これについての見通しなり、またお考えについてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 現在の第一期計画は、一応四十三年から五十二年までと、こういうことで計画をいたしましては、一号から九号まで並びに一番下流の流路工の上流端にございまして床固め、こういったものを十基を完成することになつておるわけでございます。それからさらに九号床固め工から上流の岩のこのような地形になつておる部分に差しかかるわけでございますが、こういったところにもダムを二基ばかり計画をいたしたいと考えておる次第でございます。現在の計画は五十二年までというところでございしますが、できるだけこういったものの工期を短縮するといひますか、実施の促進をはかりたいということで、現在これも検討をさせていただきます。

○藤原房雄君 大沢くずれの拡大防止、これには今日までも県または建設省といたしましては、相当研究をし、対策も講じられてまいりました。相違はなしに、どうしてもやっぱり源頭部、すなわち中央部における防止工事というものがやはり大きな柱になるんじゃないか、こう思ふわけでありまして、どうしてもその崩壊の増大を抑えるということが中心でなきゃならないと思ひますが、これはまたたいへんな工事でございますし、たいへんなことだらうと思ひますけれども、その原因となる根本に對して対策を講じなければならぬ、こういうふうな考えをわけでございますが、この間についての現在建設省としてのお考え、今後についての見通しといひますか、そういうことについての計画なり何なりございましたらお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 潤井川とか芝川に對します土砂の防止につきましては、先ほど来申し上げておるような方向で進んでおるわけでございます。ただ、一番崩壊の供給源である源頭部でございますが、御承知のように、標高が約二千五百メートル程度でございます。非常に温度も低い、それに風等もかなりの強風を伴つておるわけでございますし、また、上のほうからの落石と、こう

いったような危険性も非常に強いわけでございます。したがって、先ほども申し上げたように、どういう工法ではたしてこの崩壊が抑えられるかというようなことになりまして、いわゆる在来の砂防工法ではなくて、ひとつ新しい技術力を結集したような工法を考えていかないと、とてもあつた地形では、材料一つにいたしましたも現地では全然ございせんし、かなりの危険を伴いながら搬入しなかつたといけない。また、そういった使用した材料が温度変化等によって必ずしも十分安全性を確保できないという問題もございします。そういった点ではひとつ慎重に、工事の材料の選択のしかた、それから工法、こういったものにつきまして、土木研究所で現在非常に努力をして調査をいたしておるわけでございします。そういったものの結論が出ましたら、扇状地からさらに上のほうにわれわれもできるだけ早く手をつけたらと思っております。残念ながら、まだ具体的な結論を得ておりませんけれども、少なくともこの十数年計画の中では、そういったもののできるだけ早く取りかかって、少しでも崩壊量そのものを減らしていく努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○國務大臣(西村英一君) 建設省の大沢くずれに対する姿勢はどうかという先生のお尋ねですが、いま河川局長からも言いましたですが、たいへんむずかしい問題でございまして、また、考え方もたいへん違った考え方があると思うんです。大沢くずれを防止することは不可能ではないが、それは非常に至難なことであつて数千億円の金がかかる、こういうことなんです。そうしてそれを人工的にとめて、自然の景観がよくなったかという、かえって人工によって景観はそこなわれたということになる。富士山の自然を守るのには——富士山の自然を破壊するのは大沢くずれではなくて人力だと、こう言われております。したがって、まあ、これは私もなかなか判断に苦しむところでございますが、もちろん、下流にこの土石流が流れてきて河川を埋め、道をふさぎ、あるいは

はもつと心配なことは、いま山ろくの扇状地帯では、土地が買われて別荘ができるかというようなことになると、人の生命に影響を及ぼすということとがたいへん心配でございしますから、この土石流が下流に流れて、被害を、ことに人命の損傷になるといふようなことは、これは絶対に防がなければならぬけれども、源頭に対して手をつけて数千億円の金をかけるわけにはいかないかというところは、これはたいへん議論の分かれるところでございします。河川局長はそのつとめとして崩壊はできるだけ防ぎたいと言いますけれども、防ぐためには相当に自然を荒らさなければなりません。それは材料を運ぶたつて道をつくらなければならぬし、いろいろ問題がございしますから、まあ、一応その辺は建設省といたしまして、今後防災科学センターあるいは環境庁あるいは文部省なり文化庁等とも、あるいは農林省等ともいろいろ御相談を申しましてひとつ進めたい。しかし、主眼点は土石流が道をふさいだり河川をふさいだり、あるいは田子ノ浦まで土石流が流れるということ、これは絶対あつてはならぬ。その上の問題はひとつ慎重に考えたい、かように私自身は思っております。おの次第でございます。

○藤原房雄君 まあ、たいへんな高いところでございまして、気象条件もまた、地質の問題も異常な状況でございしますので、すぐどうするということ策、また工法というものができるとはならないだろうと思ひますが、たいへんな巨額なお金も必要でありまして、ただいま大臣のおっしゃる通りかと思ひますが、日本のお金には、まあ地質や何かは異なるかもしれないけれども、非常に崩壊性の地質が多い、こういうことから一大沢くずれのことだけではなく、やはり日本の地質上こういう面についての研究というのも大事でありますし、そのために道路が決壊したり、年間相当な事故が起きておるわけでございしますので、高いところであつて非常にお金のかかるところでたいへんなんだということだけではなくして、ほかの地域における、日本の特殊な地質上から言ひま

しても同じようにその技術というものが生かされる、こういうことも十分にあるようにも聞いておりますので、やはり積極的な姿勢、こういうものが必要ではないか。ほかの問題にもこれは十分に生かされることでございします。大臣、局長のお話は、どつちかという慎重のような答弁ではございしたけれども、これは技術開発、これはもう積極的に進めていっていただきたいと思ひます。まあ、二年や三年で簡単にどうなるということではないかもしれませんが、その姿勢というもの、ほかの事故の起きやすい地質のところにおいて生きてくるということを考え合わせれば、これはもつと積極的な姿勢が必要ではないかと私は思ひます。まあ、大沢くずれの源頭部にこだわることなく、やはりもつと大きな立場から、これは見ていくべきではないかという考えを持つていくわけであります。

次に、この源頭部の工事については、先ほどもちよつとお話ございましたけれども、災害防止というところ、それから環境保全という問題がございします。自然にまかせたほうが景観がいいんだという大臣のお話でしたけれども、それはどうかと思ひますが、いづれにいたしましても、この環境保全と災害防止という二つの対立する問題がここにあるわけでございします。この問題につきましても、これは文化庁と、それから環境庁でどのようにお考えになつていらっしゃるのか、この点ちよつと意見を伺ひたいと思ひます。

○説明員(高橋恒三君) ただいま建設省のほうから御説明があつたわけでございします。御承知のように、富士山は特別名勝ということ、しかも大沢くずれは、その指定地域内に入つておるものでございまして、そういう面から文化庁といひまして考えなきやならないわけでございします。言うまでもなく、私も思ひましたのは、富士山の景観というものは残しておきたいわけでございしますけれども、ただいまお話にございましたように、地域住民の不安ということ、特に生命を守るといふことから考えますと、できるだけ景観

をそこなわないという方法がくふうされるならば、ぜひやつていただかなければならないんではないかと思ひます。現在承りますと、基本的な調査も実施されておられるようでございします。そういった調査の結果も待ちまして、御協力申し上げていきたい、こういうふうに考えております。

○説明員(宇野佐君) 富士山の大沢くずれの防災対策につきましては、環境庁といたしまして、従来この国立公園の關係を扱つておりました厚生省自体の考え方を受け継ぎまして、まあ、建設省と基本的には意見の相違はないというふうに考えておる次第でございします。で、富士山は御承知のとおり、わが国の代表的な国立公園でございまして、特にこの大沢付近につきましては、標高千五百メートル程度より上が特別地域ということになつておりました。新たなことで工事を起こされる場合には協議を受けるといふことになつておるわけでございします。すでに、先ほど建設省のほうから御説明のございましたいろいろの調査のための施設、そういうものも協議を受けてまして、私どもとしては設置していただいておりますわけでございまして、今度はこの防災工事がどういうふうにより研究の結果なつてまいりますか、その結果によりまして、私どもとしては建設省とお打ち合わせをしながら、この防災あるいは国土保全、人命尊重というような立場に立ちまして慎重に対処してまいりたいと思つておる次第でございします。

○藤原房雄君 まあ、いま文化庁の方、それから環境庁の方がお話になりましたように、自然の景観をとどめるといふ、こういうことはもちろんでございますが、さらに、それに優先すべき人命の尊重、地域住民の財産を守るということは、これは自然保護の上……、まあ上下ということが適当なことばかどうか知りませんが、そうならねばならないと思ひます。しかしこれは文化庁は文化庁、環境庁は環境庁でそれぞれ法の定めるところによつていろいろ検討なさるわけでございします。この間については今後積極的な、この防止対策を進める上においては建設大臣のほうから

○藤原房雄君　それでは道路局長にちよつとお伺いしたいのですが、先ほど最初の報告の中にちよつとあったのですけれども、県道一八五号、

白糸滝——大坂線です、上井出地区の河底橋が土石流に流されて交通が遮断しておるという、これは幼稚園の子供さんやまた小学校の子供が通うというところで通学路になっているわけですね。これはなかなかこはむかしい条件で簡単にはいかなないのじゃないかと思うのでありますけれども、やはり特殊な幼稚園の子供や小学校の子供が通学にどうしても必要となることであるというところからいまして、橋をかけることを検討する、こういう必要があるのではないかと、これは常日ごろはよろしいのでありますけれども、毎年起きるこういう事故、また土石流の流出というものが毎年あるのでありますし、そのたびに不安におののくと、交通が遮断されると、こういうことで、積極的な対策を考へる必要があるのじゃないか、こういう考へがするわけでございますが、この点についてはいかがお考へになりますか。

○政府委員(高橋一郎君) 御指摘の奥道、白糸滝——大坂線の上井出地区の河底橋につきましては、ただいま河床の復旧とあわせてかけかへする考へを持っています。静岡県においては調査を開始しておるといふ連絡が入っております。われわれといたしまして、今後河底橋の早期かけかへについて静岡県と協議を進めて、できるだけ早い機会に橋にかけかえて学童等の交通に支障のないようにしたいというふうに考へております。

○藤原房雄君 最後に、大臣に大沢くずれのことについて最後にお伺いするわけですが、いま現在こうやってお話ししている間にも大沢くずれは続いているわけです。出水時の砂礫が潤井川の河口を通過して田子ノ浦まで達したという、こういうことでございまして、ほんとうにこれはことしだけのことでなく、毎年毎年しかも逐年、量がふえているような、先ほどの数字から見ましても感じられるわけがあります。また、この芝川は非常に豊富な水量を持っておりまして、先ほど報告にもございましたけれども、いろんな各種の用水にこれが利用されておる、こういうことを考へますと、大沢くずれの影響というものは非常に

大きいというふうに考へられるわけでございます。それだけに先ほどから何点か指摘してまいりましたけれども、積極的な対策というものがぜひ必要である。この問題につきましましては、具体的にいろんな技術的な問題を提起している方々がございますけれども、建設大臣といたしましては、これはただ大沢くずれ、自然の崩落があつたほうが自然の景観がいんだな、そういううんじゃなく、ひとつこれは地域住民に与える影響から、この芝川の水利利用ということからも、この地域につきましましてはたいへんな問題でございます。大臣の深い認識と積極的な姿勢というものがなければならぬと私はつくづく思うわけでございまして、先ほどからいろいろ局長からの答弁もございました、質疑応答をしましりましたので、大臣も幾らかこれを認識なさつたと思うのですが、この間ににつきまして、ぜひひとつ積極的な姿勢を示していただいて、取り組んでいただきたい、このように思うわけでございまして、最後に大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(西村英一君) それは、私非常に重大な、年々歳々やはり——今回は特別ひどかつたんですが、年々歳々こういうような被害があることです。ですから、これは十分認識いたしております。河川局長以上に認識いたしておりますつもりでございます。したがって、やはり私は人命尊重が第一番だと、こう言っております。それから、可能な限り大沢くずれ自身崩壊につきましてもこれは考へなさいかね、その考へ方について二とおありといたうことを言っておるのであつて、こはなかなかむずかしいところでございます。源頭部といひましても、三千メートルの上の源頭部というんですから、したがって、しかし今回砂防堰堤は相当きいております。あれは非常にきいております。それからまた災いを転じて福となすという、それは十分考へなさいかね。あれだけの何と申しますか、大きい石が流れてきておりますから、これは最も砂利資源としては非常に大きな資源なんです。これをそのままはうっちゃいか

ぬということを私は言っております。いろいろ考へて、積極的にこれは取り組んで、地域住民のためにひとつ安心をされるようにしたい、かように思っておりますから、どうぞ御安心ください。○藤原房雄君 きょうは法案の審議でございますので、冒頭いま一番最近のこの重要な問題として大沢くずれのことを申し上げたわけでございまして、次に法案の問題につきましましてお伺いしたいと思ひます。

午前中も沢田委員から質疑がございましたので、なるべく重複を避けながら御質問したいと思ひますが、最初に水系指定の問題につきまして、水系の指定、その意義と指定の手続、この問題な行なつて、次いで水系にかかわる河川を指定するという二段がまえの手続を踏むようになっております。なぜ、このように二段階の手続が必要なのかという問題につきましまして明確に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) ただいまのお話は、新しい河川法では非常に基本的な問題でございます。河川法が改正をされます時点におきまして、いろいろ議論があつたところでございます。で、在来の河川法でございますと、これは地方の県知事が河川を管理するということでございますが、現行の河川法に変わりましたときの考へ方といたしましては、やはり河川は、一つの水系を一貫したような工事業計画のもとにこれを管理する、その中で、河川法の四條一項にございまして重要な水系については建設大臣、その他については府県知事、こうなつておるわけでございます。したがつて、水系によりまして河川の管理の主体が異なるわけでございますから、やはり一級水系の指定といたうことは非常に重要な問題になるわけでございます。

なお、それとあわせまして、一級水系に指定を受けたというところで、これは河口部から水源まで全水系につきましてそれを河川に指定すれば、問題は確かにないわけでございますが、やはり河川

に指定するというようなことで、これは行為の制限とか、いろいろ私権を制約する面がございまして、そういった点も考へ、さらに管理の実態からいきまして、これをことごとく建設大臣あるいは委任を受けた知事が管理するということも実際の問題としてはなかなかむずかしい、そういうようなことで、やはり一定の区域を限つてその水系の中の河川を指定する、こういう二段の手続を踏むことにしていただくわけでございます。

○藤原房雄君 現行の河川法は区間主義で、河川管理体制を修正して水系主義河川管理体制をとつて、こう言われております。そうして、水系主義の本来の趣旨というものは、水源から河口まで、支流川を含んで一貫した管理を行なうということだと思ふのでありますけれども、現行法では形式的に水系主義を掲げておりますけれども、それが貫かれていない。区間主義的な方法もそこに加味されている。ただいまお話しございましたけれども、そのために、上流と支流川に法の規制を受けられないものがある。こういうことで水系全体にわたる一貫した把握というものが欠けていくというふうな感じがするわけであります。少なくとも、一級河川については、河川区間を河川管理に必要な範囲という、こういう狭い意義に解するだけではないで、山林地域の水源から溪流を経て、河口まで一貫して国が責任を持って管理する、一級河川についてはこういう考へ方が必要ではないか。真の意味での水系主義管理体制という、これはやはり今日において一貫した管理体制が必要ではないかというふうにどうしても思へてお話しございましたけれども、この間につきましまして、大臣はどのような御所見を持っていられいますか、伺いたい。

○國務大臣(西村英一君) 私も、実は初めはあなたと同じような疑問がやはりあつたわけでございまして、そこで、一級水系の一級河川の中でも、何と申しますか、今度準用河川を適用しよう、末端のところでは、こういうことなんです、水系主

政令の改正の方式で進めますと、非常に事務的にも煩瑣を加えることになりますので、大体いままのよう、新しく一級水系が指定され、さらにその河川が新しく一級河川になるというような

ケースは非常に少なくなっておりますので、この際、法改正の機会に、こういった事務的な手続もできるだけ簡素化させていただきたい、こういった趣旨で告示としたわけでございますが、行政機関との協議とか、あるいは河川審議会の問題とか、都道府県知事の意見を聞くとか、こういったようないわゆる実質的な手続については、在来どおり進めていきたいと考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 事務量の問題、ちょっとお話がありましたのですが、そのほかのことについては従来とそう変わりないんだというお話ですけれども、政令と告示とは事務量がどう違うのか、その比較ですね。これは非常にむずかしいいろいろな問題が出てくるだろうと思いますが、概略的なこと、政令と告示にした場合と、事務量がどれだけ違うのか、概況でもけっこうでございますから、その間のちよつと御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(川崎精一君) 今回の改正によりまして、どの程度人件費の節約になるとか、そういった具体的な数字はちよつとあがかねるわけですが、今回の改正によりまして、建設省のわかれのころ、あるいは地方建設局あるいは都道府県の河川管理の担当の者、こういった者の負担はかなり軽減されるのじゃないかと思ひます。それと同時に、こういった改正によりまして、在来は政令の改正方式をとってきたわけでございますので、いわゆる新しく河川を指定するといった場合に、それ以外のもうすでに指定しておいたものにつきましても、いろいろな地番その他の変更がありますと、同時にこれを条文の中に全部取り込んで一斉に改正をするということになりますので、むしろこういった方式を改めまして、告示では、できるだけ積み重ねの方式をとっていく、こういったことになりましたと、一般の国民の方々の立場からいいたしましても、非常にはっきりと変更その他がわかるというようなことで、様式等もずいぶんわかりやすくなるんじゃないかというような

効果も私どもは期待いたしておるわけでございます。

○藤原房雄君 局長はいい面をお話ししていただきましたが、一級河川に指定する以上、いろいろな行政の発動等を伴うわけですね。そういう意味から考えれば、政令から告示にかえるということとは、本来の精神に逆行することになるのではないかと、こういうことを懸念するわけでありまして、こういうことにつきましては、行政管理局の立場としましてどのようにごらんになっていらっしゃるのか、この点、ちよつとお伺いしたいと思います。

○説明員(小嶋利文君) ただいま建設省のほうからその理由等につきまして御答弁がございましたが、私どものほうで、その趣旨等勘案いたしました、河川法の制定当時と比べまして、現在では相当実態が変わつてきておる、あるいは改正後も建設大臣が関係府県の知事の意見を聞く、あるいは河川審議会の意見を聞く、あるいは行政機関の長と協議をするというふうなことでございまして、実質的に変わりはないう御答弁でございまして、私どもはもういじやないし、国民の権利義務に大きな支障がない限りにおきましては、本来の河川法の趣旨にはもたらぬのではないかと、このように考えております。

○藤原房雄君 いずれにしても、政令という法律行為を大臣の告示行為に直すということになりますから、これは非常に重要なことでございまして、私どももいろいろ奇異に感じられる点があるわけなんです、先ほどいろいろ説明をいたしているわけでありまして、この問題につきましても、また、時間もたいてまいりましたので、これくらいにしておきます。

次に、準用河川の問題をお伺いしたいと思ひますが、現在この準用河川の指定を受けている状況について、概略御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 準用河川の指定の状況でございますが、昭和四十六年五月一日現在で私どものほうで調査いたしました現況によりまして、四市一町に準用河川の指定がなされております。

す。横浜市、高砂市、宇和島市、日向市並びに愛媛県の三崎町でございますが、その水系の数は十四水系、河川数は三十四河川、延長にいたしまして四十七キロメートルとなっております。

○藤原房雄君 現在全国の市町村の数が三千二百幾つですけれども、準用河川の指定市町村がいまお話しございましたように五カ所しかないという、非常にこの準用河川の指定が少くない。それはなぜそうなのかということをいろいろ考えさせられるわけでございますが、これは指定してもメリットがないからではないかというふうな一つは考えさせられるわけですが、準用河川の指定を受けた場合の市町村の得失といえますか、それはどうなりますか。

○政府委員(川崎精一君) 確かにお話しのように、非常に準用河川の指定状況は数字的に申し上げますと、少ないわけでございます。で、これは市町村のいわゆる河川管理に対する認識の程度、あるいは私どもの指導のやり方、こういったものにもいろいろ問題はあろうんじゃないかというところで、反省もいたしておるわけでございますが、現在の準用河川は、これは一級河川にかかる水系、それから二級河川にかかる水系と、こういったような大もののがほとんど除外をされて、残りの単独水系と、こういった形をとっておりますので、今回の改正によりまして、そういった一級水系、二級水系の末端の河川等も準用河川として河川法に準じた扱いをするということになりますれば、かなり指定はなされるんじゃないかという私どもは期待をしておるわけでございます。したがって、準用河川という定義が変わつてくるわけでございますが、この準用河川に指定をすることによりまして、在来の準用河川の状況を見えておきますと、それぞれ市町村の条例とこういったようなもので管理がなされておるわけでございますが、その間に統一した運用等があまりなされてなくて、それぞれの状況がばらばらというわけでございます。そういった点で、今度は新しい制度が開かれましたので、今後、準用河川に指定され

るものは河川法に準じた一つの管理方針によって管理をされる、これによつていろいろな行為の規制制限等も行なわれるわけでございます。やはり公物管理の面からいって、大きく前進するんじゃないかと期待をいたしておるわけでございます。

○藤原房雄君 水系一貫管理主義ということが叫ばれておるわけですが、これとの関係については、先ほどいろいろお話しがございましたが、支派川の管理の的確化をはかるといういうことでございますが、このことはどおりの確化がはかられていく方向に進めば問題ないと思ひますけれども、意地悪く考えれば一級河川とか二級河川の指定の追加、また変更というものが押えられ、この間についてはどうですか。

○政府委員(川崎精一君) 今回の準用河川の指定の制度によりまして、できるだけ地域的な通常の河川管理をひとつ前進させて、円滑に適正にやっていたというものが、今回の制度のねらいでございまして、そのために準用河川にしたから、もうこれは河川指定をしないんだというような考えは私どもも毛頭持っておりません。したがって、たとえば災害とかあるいはまた別の事情によりまして、その河川をかなりの費用を投じて改修しなくちゃいけない、こういったような場合には、積極的に河川に指定をしていただくことを私どもも期待をしておるわけでございます。あるいは準用河川として管理をしておる間に、むしろ地域のいろいろな治水環境等によりまして、これはもう廃川をして、むしろ都市下水路とか、あるいは公共下水道にしたほうがいいと、こういったような問題も出てくるかと思ひますが、そういった点につきましては、むしろ市町村長の自主性によつていろいろ今後の適切な管理なり処置ができるんじゃないかと期待をしておるわけでございます。

○藤原房雄君 いずれにいたしましても、市町村財政の影響というのを非常に私どもも憂えるわけでございますが、準用河川に指定した場合の国庫

補助率、これ河川法等で明記するというようなことがないと、市町村財政に圧迫を加えるようなことになるのではないかと。非常にこれはむずかしいことかもしれないけれども、いざいざにしまして、この市町村財政に対する影響といえますか、財政負担をいえるという、こういう形になりはしないかというのを一つは心配するわけなんですか、これも、これは地方財政にとりまして、市町村といえども、地方自治体といえども三千からありますので、財政力のあるところ、ないところ、いろいろなところがございまして、一概には言えないと思ひますが、非常にこころ落ち込んでおる地方財政の立場を考えると、こういう心配も一つ起るわけですね。これは非常に重要なことなんで、大臣から、地方自治体に対しての財政負担をいえるということにならないかどううか、この間についてちょっとお伺いしたいと思ひますけれども。

○政府委員(川崎精一君) 先ほど申し上げましたようにいわれる現在一級水系、二級水系の河川に指定されております以外のいわゆる普通河川というものがまあ相当たくさんあるわけでございます。その中で、市町村が判断をして地域的なやり通常の管理を必要とする、こういうものが新しく準用河川に指定されてくるわけでございますが、私どもといたしましては、できるだけいわゆる通常の負担以外の改修工事とか、こういったような費用を伴うものにつきましてはできるだけ河川の指定をしていきたいというように考えておる次第でございます。したがって、なるべくそういった準用河川に指定することによって市町村の財政負担がかからないようにというつもりでおるわけでございますけれども、さらに、やはり何がしかの通常管理とはいながら費用がかかるわけでございますから、こういった点につきましては、準用河川等に指定をされました区域の延長等を十分調査をしまして、自治省、その他の地方交付税の中にこういったものの必要な経費を算入するといふような処置を講ずるようにならねばならないと思ひます。

ておる次第でございます。

○國務大臣(西村英一君) 今日準用河川制度を生かそうと、河川統一をしようというの、末端の河川が非常に悪いからです。悪いからというの、維持管理に對する金が出ないからでありまして、その出ないからというの、市町村長がわりあひ何といひますか、小さな河川を監視すると言つちや悪いが、あまり関心がないように思われるので、その末端が非常に悪いから災害時等で非常に困るのです。したがって、私は、それはどうもやっぱり市町村に金がないからだろうから、何とか國家からして維持管理の費用を出す方法はないのか。すでにもう町村で維持管理しようたつてやりようがないような程度に悪くなつていゝる河川も実はあるのです。したがって、そういう気持ちでは持つておりますけれども、これはなかなか政府全体の問題でございまして、大蔵省の問題もありませんし、自治省の問題もありませんから、少なくとも、この河川はやはりこれだけの支派川は市町村で責任を持つて管理せよ、維持をしつかりやつてくれというのを目的にきめれば、市町村につきまするこの公共団体の関心ももっと広がる。また、われわれは今はつきりしてれば自治省に對して地方交付税の増額というようにも主張でき、大蔵省に對してはともわれわれが主張できます。何かかわかぬのだというのでは絶対に維持管理もできないのでございまして、今度はわれわれが準用河川を適用して維持管理を十分にしてもらつたとしても、あなたのおっしゃいますように維持管理の費用につきまして、十分これは政府全体としてひとつ考えたい、かように思つておる次第でございます。

○藤原房雄君 そのほか、特別水利利用者負担金制度その他についてお伺いしようと思ひましたけれども、時間もだいぶたちましたので、これを省きたいと思ひます。

次に、水源施設の施行制度、この問題について二、三お伺いしたいと思ひますが、改正案によりまして、多目的ダム建設の早期着工のために治水

特別会計に借り入れ金制度を創設することでありまして、これも、こういう制度の創設の必要性ですね、これは具体的な事例を通して御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 現在私も考えておりますのは、埼玉、東京都を流れております荒川の上流の滝沢ダム、それから大分県の比較的福岡の県境に近いところを流れております山国川の耶馬溪のダム、この二つをこの対象に考えておるわけでございます。で、たとえば荒川の滝沢ダムにつきましては、ダムの地点は埼玉県でございまして、御承知のように、首都圏の水は非常に逼迫をいたしております。したがって、埼玉県にいたしましては、東京都にいたしましては、このダムの建設を促進する、あるいはダムの規模、それから洪水の調節の問題、こういったものについてはいずれも異論はないわけでございますが、両都県ともどから手が出るほど水がほしいと、多々あります。すなわち、こういうようなことで、それじゃどういふように配分をするのが妥当かというやうないろいろな配分上の問題があるわけでございます。しかし、そういったことがきまらないうためにダムの着手がおくれるということでは、やはり水資源の確保上困りますので、できるだけ、そういったものに対する一定の余裕期間を見ながら、これを借り入れ金等でカバーをいたしまして、一日でも早く着手をしたいというのがこの制度の趣旨でございます。

○藤原房雄君 四十七年度の予算において荒川の滝沢ダム及び山国川の耶馬溪ダム、この二つのことにつきまして六億円計上されておるわけですね。これ以外のダムについては適用する必要があるのかどうか、この間の事情についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 先ほど田先生からも御質問がございましたが、非常に抜本的ないわゆる先行投資というところまで今回の改正は進んでないわけでございます。できるだけダムの建設の促進をしたいというやうなことで、現在の多目的

ダム法ではその場合にそれぞれユーザをきめるというものがたてまゝになっておりますが、そういったことがどうしても調整がおくれないと、基本的なダムの計画なり建設には問題がないという場合に限られておるわけでございます。したがって、私も、私どもといたしましては、水需要が一方では逼迫しておるわけでございますから、なるべくユーザを早くきめてスタートさせるというのが第一のやはり努力目標かと存じます。しかし、やむを得ないというやうなものにつきましてこれを適用するということもございまして、特に全部きまらないうからというやうな判断もなかなか行政的にはしにくいわけでございますが、たとえば広島県と山口県の間を流れております小瀬川といったやうなところにおきましては、これはそれぞれ下流で水争ひ、水の取り合ひの激しいところでございます。そういったところにつきましては、こういう制度を利用して、今後とも促進をはかつていく必要があるかと存じております。

○藤原房雄君 現在すでに建設されておる治水ダムが多目的ダムに変更されるという例が今後年を追うごとに多くなるのではないかと、こう思ふわけですが、その場合のダム使用者の負担金ですね、これどのようにしてきめられるのか、この間についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 治水ダムにつきましては、これは補助事業で各府県が中心で実施しております。そのダムの目的は、治水上の問題と、それから利水といたしましては、いわゆる治水補助給というやうなことで、新しく新規に事業を起すために必要となる水ではなくて、地域の治水状況をできるだけ救済するといふやうな意味で、いづれも河川事業費で、公共費で実施をしておるわけでございます。しかし、最近の各府県等の様子を見ますと、かなりこれを目的変更をしまして、場合によっては多少ダムの規模等も変更をして、できるだけ都市用水等をこれに加えたいといふやうな要望がかなり見受けられるわけでございます。

す。単なる治水ダムではなくて、やはり多目的のほうで、私もいいたしまして、より地域のプラスになるんじゃないかと思ひます。その場合の負担のやり方につきましては、これは現在多目的ダム法等です。その費用の分担の方式が一応きまつておられますので、こういったものの補助をして、現在の多目的ダム事業では適用をして指導をしておるわけでございますが、治水ダム等があるという多目的に性格が変わりますれば、あるいは精算等を伴うかもしれません、分担の考え方とすれば、同じような費用の分担方式をとって実施をすることに思ひます。

○藤原房雄君 地元の話をちよつと聞いておつて気になることなんです、河川局関係予算の説明資料によりますと、福島県の会津若松市の水資源確保のために、補助事業で湯川上流に建設する東山ダムですね、治水ダムと明記されておりますが、これは多目的ダムに変更になったのじゃないかと思ひます、これはどうですか。

○政府委員(川崎精一君) 東山のダムは、四十五年にたしか実施調査に入るといふことで採択をいたしましたので、四十五年、六年と調査をしてまいりましたので、四十七年度、本年度から工事に着手をすべく現在準備が進められております。一方、御承知のように、いろいろ水質その他の問題がございまして、なかなか貴重な水の少ないといふようなことで、下流にございまして会津若松市の上水道がぜひこれに参加をしたいといふ話がございます。すでに治水ダムとして着工したものでございまして、現在はまだいづゆる本工事にかかつておるわけじゃないでございまして、いまの段階でございまして、これはダムの規模なり構造も含めて乗りかえる余地は現地的にはあるかと思ひますので、ひとつ四十七年度中にそういった計画をすつきりと固めてしまひなさい、そうしないと、今後の補償の問題、あるいはダム建設の工程等に響きますので、できるだけ本年度中にそういった計画が固まればこれを四十八年度から多目的ダムに、先ほど申し上げましたような手順を踏んで、変更をしても差しつかえないじゃないかといふことで今後とも指導をしていくつもりでございます。

○藤原房雄君 それから、このダム建設の場合のことにつきまして、補償の対象になつて立ちのいた住民、この人たちにについては十分な補償がなされるのはこれは当然でありますけれども、ダム建設によつて間接的に損失をこうむる市町村または住民、地方自治体もまたそこに住まう住民にも間接的には損失があることはこれはもう当然のことと思ひます。こういうことから、補償対象ということを広げて考えなかならないか、こういうことから、全国知事会をはじめ水源地域開発法で、こういう法の制定の動きが非常に強まつて、ございまして、いろいろな聞いておるわけでございますけれども、大臣もすでに十分御承知かと思ひます、この水源地域開発法等について大臣の立場の御所見ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) まだ、きまつた具体案は実は持っておりませんが、その必要性は痛感をしておりまして、一、二の各公共団体の長が発した案もあつたんですが、建設省といつたにしても今後ダム行政を進めていくといふからにはやっぱり地域住民の納得はいかなければいけません、十分その納得が法的な今後手段をもつてそれに報いてやることをしたいと思ひます。したがって、いづれこの国会に提案をして皆さまの方の御審議をわすらすといふことはあるかと思つておりますが、せつかく建設省としてもその中に盛り込まれる事項につきまして検討中でございます。今後ひとつぜひともこれは提案をしたい、かように考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 さきに建設省がまとめた広域利水調査第一報告書、これによりますと昭和六十年までに四百八十カ所ですか、多目的ダムをつくる計画が立てられているといふことですけれども、その中で群馬県のハツ場ダム、ここをはいじめ地元の強い反対があるわけでありまして、これはその反対の理由はいろいろあるかと思ひますけれども、これまでのように治水者に対する補償だけではなく、先ほど大臣のおっしゃつたように間接的な損失を受ける方々に対しても補償するという生活再建への道を国がやはり講じていくといふかその道を開いてあげるといふ、こういう立場に立てば地元の人たちとしても認めてよろしいと、建設を認めるというふうな声も聞いておるわけでございます。これは地元の人としては当然のことだと思ひます。ダムができて何か数百戸の方々が水没する、その方々がいなくなれば、その周辺に居る人たちが大きい影響が及ぶのは当然のことでございます。その方々がいなくなれば、水源地域開発法といふのは早くいよいよ真剣に取り組んでいかなければならぬといふふうに思ひます。

それに関連いたしまして、現在衆議院で審議されております琵琶湖総合開発特別措置法案ですね、この取り扱ひが議論されるだろうと思ひます。ありますけれども、これはどうなるか。

○国務大臣(西村英一君) どうなりますかといつても、ぜひひとつどうかしてもらいたいです。この点、建設省としても長年の間たいへん懸案事項で、どうにもこうにもならなかつた。今度ようやくあそこまでいったのですから多少のいろいろのことはあるかもしれないけれども、私は非常にこの機会をのがしてはたいへんと思つております。と申しますのは、ますますいまのままにしておけばこの琵琶湖がよごれるわけでございます。非常に取り返しのつかぬことになりまして、あくまでもこれをひとつこの国会で通過させていたきたいといふのが、もう私の精いっぱい願ひでございます。それからどうぞよろしく願ひを申し上げます。

○藤原房雄君 まあ、いろいろないきさつ等については私もよく承知しておりますけれども、せっかくこういう審議に入つておりますので、大臣の立場としての御所見をお伺ひしたのであつて、いますぐどうすれとか、こうすれとかいふこととじゃ決まてないわけなんですけれども、おっしゃる意味よくわかりましたし、そういうことで、これは進めていくように積極的な姿勢で当面これは取り組んでまいりたいと思ひますのであります。

次は、このダムの管理の面のことについて最後にお伺ひをしたいと思います。ダム管理のことにつきまして、職員の数がどうなつていくかといふことをちよつとお伺ひしたいと思ひますが、直轄並びに水資源開発公団の一つのダム当たりの管理所の職員の数、ここ数年の状況をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) 私どものほうの直轄管理のいたしておりますダムの一ダム当たりの平均の所属の人員でございまして、四十二年には二十一・五人が平均でございまして、昨四十六年度の調査では十九・三人と、こういうふうになつております。それから、水資源開発公団の管理のいたしておりますダム、これにつきましては四十三年度の調査でございまして、十八・五人で、昨四十六年度ではこれが十五人平均となつております。

統合作業が次第に行き渡ってきておる関係で、直接人員は減らさないで事務用員だけを少しづつ合理的に削減をはかっている。それから一方では、多少まあ観測とか通信とかゲート操作こういったものも次第に自動化されてきておると、こういったことも若干の影響があるかと思ひます。

いずれにしろ、実人員ではなくて、事務用員を統合その他によってできるだけ合理的な節減といひますか、配置をはかっているというのが実態でございます。

○藤原房雄君 現場の方々のいろいろな声を聞いておるわけですが、この合理化ということによりまして、また、機械化ということで人員が削減されている。それも一つの原因かと思ひますけれども、しかし、事故があつた場合には、直ちに責任が追及されるということでございます。で、現場の職員といひましては、まあ、それは一つ一つの現場によりまして事情も異なるかと思ひますけれども、だんだん設備が老朽化していくという、そういう現況の中で、年均値でありますから、一つ一つ当たつてみないとわからないかも知れませんが、人員の削減ということでは、現場の職員にとつては非常に頭の痛いことである、責任だけが自分たちにおいかぶさるというやうな、こういう声も実際にあるわけですね。新しいものはどんどん合理化された、機械化されたものに設備されて、人員が少なくて済むようになると、老朽化していく古い施設につきましては、その間のことを十分に勘案してやらなければ、現場の職員に対してたいへんな、責任だけをおいかぶせるやうな形になるのではないかと。こういうことを非常に憂へるわけでありませうけれども、この間に、ついで、どのような対策というか、いまお考えを、持っていらっしゃるのか、それをちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(川崎精一君) お話しのように、一番、私どもの河川の一一般の管理の中で、やはり問題の多いのはダムでございます。かなり大量の水

を操作して処理するわけでございますので、どうしても、やはり直接担当する者が現場におりまして操作をするというのが、やはり一番の確実な方法でございます。したがつて、私どもも戦後のダムにおきましては、かなり老朽といひますか、精度の低い観測施設あるいは操作施設がございますので、こういったものはできるだけ逐次改善をして、担当しておる者の操作の利便等もはかつていきたい。同時に、やはり安全性等も確保する必要がありますので、できるだけそういった面の施設の充実等も心がけておるわけでありませう。

なお、しかし、一方では、統合作業というやうなもので、事務的には職員の間接的な事務等を扱うものは、これはある程度まとめてむしろ処理をしないほうが事務量からいっても特に問題はございませぬので、そういった面では合理化をはかつておるといふことでもございまして、実質的にはたゞいま御指摘のやうな気持ち私どもも十分持つておりますので、実際のダムの操作その他に支障のないやうに、人間は今後とも確保するやうに私どもも努力していきたいと思ひます。

○藤原房雄君 いま局長のお話にもありましたやうに、確かに現場のその施設、施設によつて事情も異なるかと思ひますけれども、十分にひとつその間のことを御考慮いたして、ダム管理というのは非常に他に及ぼす影響が大きいところでございまして、万が一のことがありますと、これはたいへんなことになりますので、御考慮をいただきたい、こう思ふわけでありませう。また、機械の操作等につきましても、危険防止という上から改良しなけりやならない面も多々あるかと思ひます。きょうは時間もございませぬので、具体的なことは申し上げませんが、どうか、現場の働く人たちの立場をよくひとつ御理解いただきたい、こう思ふのであります。

次は、ダム相互間の調整ですね。統合作業というやうな問題について、ちよつとお伺ひしたいと思ふんですが、これはもう私が長々申し上げるまでもなく、利根川水系等においては各地にダムが

ございまして、そのダム相互間の調整というものを十分にこれははからなければならぬ。これは当然過ぎるほど当然だと思ひます。現在、どのやうな状態にいらつしやるのか、利根川水系のことにつきまして御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) ダムの統合作業につきましては、現在実施いたしておりますのは、利根川水系、それから淀川水系並びに東北の北上川水系、こういったところで統合作業を実施いたしております。で、利根川水系につきましては、主として本川を中心としたダム群については、実施をいたしております。対象にしておりますダムは藤原ダム、矢木沢ダム、相模ダム、舊原ダム、下久保ダム、こういったやうな、公営のダムも含めまして、これらの一番合理的な操作の方法を統合作業所で指示するシステムになっておるわけでございます。電子計算機等を駆使いたしまして、そのときの各流域に降つておる雨の状況、そういったものから判断いたしまして、どのダムはどういうところに重点を置いて、重点的に操作すればいいというやうなことを、あらかじめきめております。操作規程に従つて、それぞれ状況をチェックしながら指導をしておるといふことでございます。

なお、今後は、こういったダム群につきまして、吉野川等については、かなり統合作業の条件も整つてきておりますので、逐次統合作業をふやしていくやうにいたしたいと思ひます。

○藤原房雄君 統合作業の費用の分担なんというのは、これはどうなつておりますか。

○政府委員(川崎精一君) それぞれのダムが統合作業管理事務所のいわゆる経費を分担し合うというやうな形で、それぞれのダムの維持管理費の中にそういったものもプラスをいたしまして、維持管理費を、それぞれ利水者、あるいは治水分につきましては公共団体等から徴収して、その費用に充てておるといふことでございます。

ね、統合作業についての規程というもののについては、どのやうになつていらつしやるのか。こういった統合作業についての規程というものを定める必要があるんではなからうかと思ひますけれども、この間の事情についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(川崎精一君) お話しのように、確かに統合作業のシステムというのは次第に今後一定のルールに乗つてこようかと存じますけれども、現在のところでは、十分な機能を果たしておるかという点につきましては、まだまだ改善の余地があるかと思ひます。

で、私どものほうでは、一応、統合作業事務所にて統合作業しております水系間のダム群につきまして、一応、統合作業の操作規則というやうなものを、それぞれの局長の段階で案をつくりまして、それによつて指導をしておるといふことでもございまして、こういったものが今後定着してまいりますと、やはり一定の規則に従つて義務づけるといふことが必要であらうかと思ひますが、統合作業をやつておるのが主として建設省でございますし、そういった点では、十分慎重に現在の案を施行しまして、その段階で、やはり御指摘のやうなことは検討して、必要があるかと思ひます。

○藤原房雄君 ダムの管理体制ですね、個別管理から統合作業、それから水系一貫管理、それから広域統合作業といひますか、まあこんな風にダムがふえればふえるほど管理面というのは非常に重要になつてくるのじゃないかと思ひます。こういった点で、万全の対策を講じて今後進めていただきたいというのを要望しておきます。

最後にありますが、河川法は三十九年七月ですか、制定されて八年になるわけでありませうけれども、政令が未制定のままになつておるところがありますので、一体、これはどうなつておるかというところでございまして、十三条の第二項、二十九条の第二項、七十条第二項、七十一条、これは政令がまだ未制定のものになつておる。なぜこれを制定しないのか、今後どう考えておるのか、こ

地建物取引業法第二十七条の規定の適用があるものとする。

3 この法律の施行前に宅地建物取引業法の規定により協会が供託した営業保証金については、協会をこの法律の施行の日において宅地建物取引業法第三十条第一項の宅地建物取引業者であつた者となつたものとみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「第二十七条第一項」とあるのは、「日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）附則第二項においてその適用があるものとされた宅地建物取引業法第二十七条第一項」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願（第一七二六号）（第一七

第一七二六号 昭和四十七年五月二日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
（第一七三七号）（第一七三九号）（第一
七五一号）（第一七七六号）（第一八〇二号）（第
一八〇三号）
一、東京外郭環状一号线道路設計画の路線變更に
関する請願（第一七七三号）（第一七七四号）
（第一七七五号）（第一七九五号）（第一七九六
号）（第一八〇四号）

に關する請願(十三通)
請願者 千葉県市川市菅野三ノ一ノ二二
山田友明外二百五十九名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第七三三号 昭和四十七年五月六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に關する請願(十二通)
請願者 千葉県市川市菅野二ノ九ノ一一

請願者 千葉縣市川市菅野三ノ一ノ三二
山田友明外二百五十九名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七三二号 昭和四十七年五月六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十二通)

請願者 千葉縣市川市菅野二ノ九ノ一一

栗田三郎外二百五十七名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七三七号 昭和四十七年五月八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市北国分町二ノ二六の

一四 青山慶子外百八十一名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七三九号 昭和四十七年五月八日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野二ノ二〇ノ五

清水弘興外十九名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七五一号 昭和四十七年五月九日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(九通)

請願者 千葉県市川市北国分町二ノ二六ノ

一四 青山秀之介外百七十七名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七七六号 昭和四十七年五月十日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市菅野二ノ二〇ノ五

清水重弘外十九名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八〇二号 昭和四十七年五月十一日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市北国分町二、八一三

吉野忠文外二百一名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一八〇三号 昭和四十七年五月十一日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討に関する請願

請願者 千葉県市川市北国分町二ノ二〇ノ

一二 三宅佳子外二十五名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七七三号 昭和四十七年五月十日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市新田二ノ二六ノ六

村瀬敏子外百二十五名

紹介議員 加瀬 完君

理由
東京外郭環状一号线(国道二九八号線)道路(計画)が、千葉県市川市の平田新田地区のような人口の密集した住宅街を縦断することには反対であるから、本計画の廃止または路線の変更を図られたい。

理由

一、住宅学園都市として緑地の多い市川市の中心部に、幅四十一・六八メートル、上下二層合計八車線の高速並に一般国道が建設されれば、広い範囲にわたって大気汚染などの公害、交通の混乱等のため、沿線十一キロの住民の健康と生活にじんだ被害を生ずる。さらに、本路線は、十指に余る学校、幼稚園に直接、またはすれすれにかかるように計画されており、青少年幼児の勉強健康安全に対し悪影響をおよぼす。
二、市川市議会、千葉県議会は、本計画の凍結、再検討に関する請願を採択している。

第一七七四号 昭和四十七年五月十日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願

請願者 千葉県市川市平田四ノ二〇ノ一

板倉美外五百九十七名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

第一七七五号 昭和四十七年五月十日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市平田三ノ二九ノ一三

山下タミヨ外六百十六名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

第一七九五号 昭和四十七年五月十一日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市新田一ノ四ノ三

川長一外五百名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

第一七九六号 昭和四十七年五月十一日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市平田二ノ二四ノ五

横山吉雄外八百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十七年五月十一日受理

東京外郭環状一号线道路建設計画の路線変更に関する請願

請願者 千葉県市川市平田二ノ二〇ノ二三

中村駒二外四百二十六名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

昭和四十七年六月六日印刷

昭和四十七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H